

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 北陸財務局長 |
| 【提出日】 | 2024年6月27日 |
| 【事業年度】 | 第19期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社サンウェルズ |
| 【英訳名】 | SUNWELLS Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 苗代 亮達 |
| 【本店の所在の場所】 | 石川県金沢市二宮町15番13号 |
| 【電話番号】 | 076-272-8982（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役管理本部長 上野 英一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 石川県金沢市二宮町15番13号 |
| 【電話番号】 | 076-272-8982（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役管理本部長 上野 英一 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第15期 | 第16期 | 第17期 | 第18期 | 第19期 |
|------------------------|-----------|----------|------------|------------------|------------|
| 決算年月 | 2020年3月 | 2021年3月 | 2022年3月 | 2023年3月 | 2024年3月 |
| 売上高 (百万円) | 4,379 | 5,404 | 8,419 | 13,716 | 21,360 |
| 経常利益 (百万円) | 229 | 316 | 348 | 1,140 | 2,938 |
| 当期純利益 (百万円) | 148 | 241 | 255 | 784 | 2,032 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (百万円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 (百万円) | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| 発行済株式総数 (株) | 1,174 | 117,400 | 11,740,000 | 11,740,000 | 35,220,000 |
| 純資産額 (百万円) | 487 | 693 | 864 | 5,370 | 7,143 |
| 総資産額 (百万円) | 3,467 | 4,788 | 9,015 | 19,211 | 31,518 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 20.99 | 29.86 | 37.24 | 179.72 | 236.18 |
| 1株当たり配当額 (円) | 67,248.00 | 1,091.00 | 11.00 | 26.00 | 14.00 |
| (うち1株当たり中間配当額) | (-) | (-) | (-) | (13.00) | (6.00) |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 6.40 | 10.39 | 11.01 | 27.85 | 67.40 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円) | - | - | - | 27.29 | 66.87 |
| 自己資本比率 (%) | 14.1 | 14.5 | 9.6 | 27.9 | 22.6 |
| 自己資本利益率 (%) | 34.7 | 40.9 | 32.8 | 25.2 | 32.5 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | 93.00 | 40.68 |
| 配当性向 (%) | 35.0 | 35.0 | 33.3 | 33.0 | 20.8 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 313 | 201 | 378 | 1,140 | 2,557 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 551 | 648 | 633 | 2,041 | 5,662 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 818 | 489 | 573 | 2,696 | 3,801 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (百万円) | 453 | 496 | 814 | 2,610 | 3,307 |
| 従業員数 (人) | 516 | 707 | 1,081 | 1,747 | 2,435 |
| (外、平均臨時雇用者数) | (210) | (91) | (87) | (84) | (86) |
| 株主総利回り (%) | - | - | - | - | 106.4 |
| (比較指標：配当込みTOPIX) | (-) | (-) | (-) | (-) | (141.3) |
| 最高株価 (円) | - | - | - | 2,729 (9,160) | 3,880 |
| 最低株価 (円) | - | - | - | 2,574 (2,265) | 2,014 |

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社が存在しないため、記載しておりません。

3. 第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

- 第16期及び第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 第15期から第17期の株価収益率については、当社株式は非上場でありましたので、記載しておりません。なお、当社株式は2022年6月27日付で、東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。
 5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、年間の平均人員数(1日8時間換算)を()外数で記載しております。なお、臨時雇用者とは、正社員以外の直接雇用者(パートタイマー及び嘱託契約の社員)であります。
 6. 当社は、2021年2月15日開催の取締役会決議により、2021年3月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2022年1月17日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
 7. 当社株式は、2022年6月27日付で、東京証券取引所グロース市場に上場しているため、第15期から第18期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
 8. 当社は、2022年6月27日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第18期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
 9. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、2022年6月27日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
 10. 第19期より、金額の表示を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第18期以前につきましても百万円単位に変更して記載しております。
 11. 当社は2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますので、第18期の株価については、株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割による権利落ち前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2【沿革】

当社は、介護施設の運営を中心として事業を行っております。当社の創業は、代表取締役社長である苗代亮達が自身の大病を患った経験から、病気や障害を持っている方をサポートしたいとの思いを持ち、当社の前身である株式会社ケア・コミュニケーションズを2006年9月に設立したことに始まります。その後、当社代表取締役社長苗代亮達の実父である苗代明彦が建築業を目的として設立した株式会社アイテム（旧：有限会社アイテム商業建築研究所）の子会社2社を2011年4月に吸収合併し、株式会社サンウェルズに商号変更すると共に、株式会社アイテムの子会社となりました。2013年12月に株式交換により株式会社アイテムを子会社化し、主に医療・介護の領域において事業を拡大し、現在に至っております。

当社設立以後、現在までの沿革は次のとおりであります。

| 年月 | 概要 |
|----------|--|
| 1979年12月 | 建築業を目的として有限会社アイテム商業建築研究所を石川県金沢市に設立 |
| 2001年8月 | 有限会社アイテム商業建築研究所を組織変更し、株式会社アイテムを設立 |
| 2006年9月 | 通所介護サービスの提供を目的として株式会社ケア・コミュニケーションズ（現：株式会社サンウェルズ）を石川県金沢市に設立 |
| 2006年11月 | 民家型デイサービス「和の家デイサービス（現：太陽のひだまり窪）」を石川県金沢市に開設 |
| 2007年7月 | 訪問介護サービスの提供を目的として株式会社アイテムが株式会社セントラルケアスタッフを石川県金沢市に設立 |
| 2008年5月 | グループホームサービスの提供を目的として株式会社アイテムが株式会社サライを石川県金沢市に設立 |
| 2011年4月 | 株式会社サライが「グループホームサライ（現：太陽のプリズム窪）」を石川県金沢市に開設 株式会社ケア・コミュニケーションズが経営の効率化を目的として株式会社セントラルケアスタッフ及び株式会社サライを吸収合併し、株式会社アイテムの子会社となり、株式会社サンウェルズに商号変更 |
| 2013年10月 | 住宅型有料老人ホーム「太陽のプリズム河原」を石川県加賀市に開設 |
| 2013年12月 | 加圧トレーニングジムの運営を目的として株式会社SUN加圧スタジオを石川県金沢市に設立 |
| 2013年12月 | 中長期的な企業価値向上を目的として株式交換により株式会社アイテムを子会社化 |
| 2018年2月 | 経営の効率化を目的として株式会社SUN加圧スタジオ及び株式会社アイテムを吸収合併 |
| 2018年6月 | 住宅型有料老人ホーム「太陽のプリズム白山annex」内にパーキンソン病患者専門フロア「リライフ白山（現：PDハウス白山）」を石川県白山市に開設 |
| 2019年6月 | パーキンソン病専門住宅型有料老人ホーム「PDハウス野芥」を福岡県福岡市早良区に開設 |
| 2022年6月 | 東京証券取引所グロース市場に株式を上場 |

3【事業の内容】

当社の事業は介護事業の単一セグメントです。当社は、介護施設の運営を中心とする事業会社であります。介護施設の運営事業において当社が提供するサービスは、介護保険法、健康保険法及び障害者総合支援法の適用を受けるため、サービス提供時には、自己負担金として1～3割を利用者に請求し、残りの7～9割の費用は国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に請求して保険給付を受けております。そのため、当社の主な収入は、介護保険、健康保険及び障害福祉サービスによる保険報酬であります。また、介護施設の運営事業のほか、福祉用具のレンタル、販売及び住宅のリフォーム事業や加圧トレーニングジムの運営事業等を行っております。

事業の内容は下記のとおりであります。なお、()を付している用語に関しましては、章末に「用語解説」として用語の解説を記載しております。

a. 介護施設の運営事業

当社では、老人福祉法、介護保険法、健康保険法及び障害者総合支援法に基づく必要な許認可等を取得したうえで、利用者の身体の状態や環境に合わせて以下の各種介護サービスを提供しております。当社の売上高は、主にこれらのサービスの提供によって各都道府県の国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金の審査支払機関から得る介護保険、健康保険及び障害福祉サービスによる保険給付と、利用者から得る自己負担金及び保険適用外であるホテルコスト（家賃、光熱費、食事管理費、管理費）等により構成されております。

| サービス | 対象となる利用者 |
|---|--|
| パーキンソン病専門ホーム (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅) | パーキンソン病患者 |
| 医療特化型住宅 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅) | がん等の難病患者、要介護認定()を受けた方、認知症患者 |
| 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | 認知症患者 |
| 通所介護(デイサービス) | 介護保険認定を受けた方、認知症の方 |
| 訪問看護/介護予防訪問介護 | 介護保険若しくは医療保険の認定を受けた方で健康上の問題や生活上の障害のある方 |
| 訪問介護/介護予防・日常生活支援総合事業 | 介護保険認定を受けた方 |
| 居宅介護支援 | 介護を検討されている方 |
| 居宅介護/重度訪問介護 | 障害支援区分認定を受けた方 |

介護施設の運営事業における主なサービスの特徴は下記のとおりです。

(1) パーキンソン病専門ホーム(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)：「PDハウス」

当社では、高齢者向け住宅を運営し、それぞれ利用者のニーズに適した「住まい」をご提案しており、中核事業としてパーキンソン病専門の有料老人ホーム(住宅型有料老人ホーム並びにサービス付き高齢者向け住宅)として「PDハウス」(PD: Parkinson's Diseaseの略 パーキンソン病の意)を当事業年度末で31施設を展開しております。

パーキンソン病は高齢化とともに患者数が増えている病気の一つで、脳内のドーパミン神経細胞の変性を主体とする進行性変性疾患であり、国の指定難病()にも指定されております。パーキンソン病の主な症状には、「手、足が震える」、「動きが遅くなる」、「筋肉がこわばる」、「倒れやすくなる」が挙げられます。その他では、自律神経症状、精神症状、認知障害、睡眠障害などの症状もあります。これらの症状が徐々に進行するのがパーキンソン病の特徴であり、症状は多岐に渡り、世界的にも根治する治療法の確立には至っておりませんが、適切な薬剤コントロールとリハビリテーションを組み合わせることで、進行を遅らせることが可能になります。ただ、通いリハビリには限度があるため入院以外では十分なりハビリテーションを受けられる場所が少ないこと、症状により病院に通うことに支障が出始めるため専門医による診察が受けにくくなること、薬の量や服薬頻度の増加に伴い適切な服薬管理が難しくなることが課題として挙げられます。さらに、症状は患者によって多種多様で、1日の中でもその症状が変化することがあり、介護をするには高度な専門知識と豊富な経験が必要となりますが、専門医が少ないため効果的な治療を受けられる施設も少ないのが現状です。

「PDハウス」は、パーキンソン病患者の症状に合わせた十分なりハビリテーションを高い頻度で受けることが可能なパーキンソン病専門の有料老人ホームであり、大学病院や専門医と連携することにより、専門医監修によるパーキンソン病に特化したリハビリプログラムや最新の情報をリハビリテーションに取り入れ、入居後にアセスメント()を行い、入居者様一人一人の状態に応じたりハビリを提供し評価していきます。また、専門の医師が訪問診療を行う事で入居後も安心して専門の治療を継続できる体制を整えており、早期診断・治療が可能となります。さらに「PDハウス」の看護師・介護・リハビリ職員とのチーム医療体制を築いており、安

心・安全で豊かな生活環境を目指しています。パーキンソン病は特に薬剤コントロールが重要となりますが、当施設は看護師による適切な服薬管理などを24時間体制で支援しており、細かな症状の変化や副作用の状況も適切に把握することができ、看取りまで対応可能としております。また、医療処置も施設内で提供が可能のため、脳神経内科の訪問診療医師の指導の下、安心して生活いただけます。

「PDハウス」では、ケアの技術を特定の疾患に集中させることで、質の高いサービスを提供することが可能と考えております。また、「PDハウス」では、医療保険・障害保険のサービス対象となるパーキンソン病患者を受け入れているため、介護保険売上と賃料・食費等売上に加え、医療保険売上と障害保険売上が上乗せされることで、入居者一人当たりの単価が増加します。

なお、当社の有料老人ホームにはサービス付き高齢者向け住宅も含まれます。有料老人ホームとは老人福祉法により介護等のサービス提供を目的とした施設であり、サービス付き高齢者向け住宅とは高齢者の居住の安定確保に関する法律により介護・医療と連携し（別途契約）、高齢者が安心して暮らしていけるようなサービスを提供する賃貸住宅です。

(2) 医療特化型住宅（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）：「太陽のプリズム」

医療特化型の有料老人ホームとして「太陽のプリズム」を当事業年度末で5か所にて運営しております。

「太陽のプリズム」は、認知症、がん、難病の患者を対象に暮らしながら医師や看護師の医療ケア、生活支援を受けられる施設です。また、がん治療や難病の方のケアについては、スタッフ間での情報共有や社内外の研修受講等により、提供するケアの水準を統一し、サービス品質の向上に努めております。

医療特化型住宅の特徴としましては、当社では看護師の配置もしくはオンコール対応により看護師の対応を24時間可能としており、末期がんや難病の方の不安定な状態をモニタリングし、緊急時には迅速に対応することが出来る体制を整備しております。また、24時間体制で看護師や介護士が医師と連携して、高いIQOL（Quality of Life）（生活の質）の提供にこだわっております。さらに、在宅医との連携により的確な医療処置を提供しております。末期がんや難病の方、そのご家族の声に応えられるように、そして1日でも長く、利用者の方が病院と在宅の間の最期まで自分らしい暮らしができるよう、サービスの提供に取り組んでおります。

(3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）：「太陽のプリズム窪」、「太陽のプリズム徳光」

認知症の診断を受けた方を対象に、少人数で共同生活をしながら専門的なケアを提供する認知症対応型共同生活介護（以下、「グループホーム」と言います。）サービスを提供しております。

グループホームでは、共同住宅の形態で、認知症の方が少人数（9人×2ユニット）で生活をしており、当事業年度末で2か所にて運営しております。家庭的な雰囲気の中、食事の支度や掃除、洗濯などの日常生活をスタッフと共同で行うことにより、認知症状が穏やかに安定した生活を実現しております。

畑で野菜や花を育てたり、出来る家事を行ったり、好きな趣味を楽しんだり、利用者の方の能力を最大限に発揮できるような環境を提供し、楽しみや潤いのある日常の生活を送ることができるよう支援しております。

(4) 通所介護（デイサービス）：民家型デイサービス「太陽のひだまり」、リハビリ型デイサービス「太陽のリゾート」

日常生活機能の向上を目的として、利用者の方が日帰りで通いながら入浴や食事の生活支援、個別リハビリ、機能訓練レクリエーションの他、癒しや娯楽などのサービスを受けられる通所介護（デイサービス）サービスを提供しております。また、認知症患者に対応した施設もあります。

当社のデイサービスは民家型及びリハビリ型の2種類があります。民家型デイサービス「太陽のひだまり」は“家”をコンセプトにしており、当事業年度末で3か所にて運営しております。施設ではなく、“我が家”で過ごす1日をコンセプトとしてサービスを提供しており、それぞれの事業所に異なる特徴があります。「太陽のひだまり窪」はエステサービス、「太陽のひだまり木津」はお泊りデイサービス、「太陽のひだまり徳光」は認知症の方を専門としております。リハビリ型デイサービス「太陽のリゾート」では、作業療法士・理学療法士・言語聴覚士が利用者のお体の状態にあったリハビリプログラムを提供しており、当事業年度末で3か所にて運営しております。専用ツールを使った全身ストレッチや、コンピュータ管理の機能訓練マシン等を活用し、リハビリの効果を実感していただけるよう取り組んでおります。

(5) 訪問看護 / 介護予防訪問介護

利用者に対する訪問看護サービスを提供し、このことに対して、国民健康保険団体連合会等の審査支払機関から得た報酬（医療保険制度による場合は診療報酬、介護保険制度による場合は介護報酬）を主に売上として計上します。（一部利用者の自己負担（1～3割）あり、以下各報酬に対する売上について同じ）

訪問看護は、老人福祉法の改正（1992年）により創設された老人訪問介護制度に基づき事業化されたもので、何らかの病気や障害のある方が、自宅で療養生活を送ることを希望した際に、主治医から交付される訪問看護指示書に基づき、療養上の世話及び診療の補助を実施していくものであります。

当社では、国家資格又は都道府県知事資格免許をもった看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等が訪問し、住み慣れた地域やご家庭で、その人らしい療養生活を送れるよう支援するサービスを提供しており

ます。具体的には日々の健康管理、医師の指示による医療処置、人工呼吸器等の医療機器の管理、在宅リハビリテーション、ご家族等への介護相談及びアドバイス等を実施しております。

当社では主に、「PDハウス」及び医療特化型住宅の同一敷地内に訪問看護事業所を併設し、利用者に対して訪問看護サービスを提供しております。

(6) 訪問介護 / 介護予防・日常生活支援総合事業

利用者に対する訪問介護サービス等を提供し(5)同様、国民健康保険団体連合会等の審査支払機関から得た報酬を主に売上として計上します。

訪問介護員（ホームヘルパー）（ ）や介護福祉士（ ）が要介護者の自宅を訪問し、食事、入浴、排泄など直接身体に触れる身体介助、及び掃除、洗濯、調理などの家事面における生活等に関する相談、助言（生活援助）を受けることができます。

当社では主に、「PDハウス」及び医療特化型住宅の同一敷地内に訪問介護事業所を併設し、利用者に対して訪問介護サービスを提供しております。訪問介護サービスは介護支援専門員（ケアマネージャー）（ ）作成のケアプランに基づき提供しております。

当社が提供したサービスの対価は、原則として、サービス利用料の1～3割を利用者に請求し、残り7～9割を国民健康保険団体連合会等の審査支払機関に請求します。

(7) 居宅介護支援

介護サービスを利用する際に必要な要介護認定（ ）の取得を含む介護保険申請及び介護支援専門員（ケアマネージャー）（ ）による介護計画（ケアプラン）の作成の支援を行っております。

当社では、2024年3月末時点で居宅介護支援事業所を石川県に3か所、富山県に1か所で運営しております。なお、当社の利用者は外部の居宅介護支援事業所のサービスを受けることが可能であり、その選択は自由であります。また、当社の介護支援専門員（ケアマネージャー）（ ）が、当社の利用者以外の利用者への外部提供も行っております。

当社の介護支援専門員（ケアマネージャー）（ ）がケアプランを作成するなど、要介護認定者の介護保険サービス利用を支援した場合、介護保険での報酬を請求し、これを売上として計上いたします。報酬額はサービス利用者の介護度に応じて設定されており、居宅介護支援サービスについては、利用者の負担はなく全額が介護保険から給付されます。

(8) 居宅介護 / 重度訪問介護

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害のある方が住み慣れた地域で生活するため、日常生活や社会生活の総合的な支援を目的とした居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの提供を行うものです。

重度訪問介護とは、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方（2014年4月より対象者が重度の知的障害者・精神障害者に拡大）に自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うものであります。

これらのサービスは、個々の方の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に報酬の支給決定が行われます。当社ではこれらのサービスの提供に基づく報酬を売上として計上します。

b. 福祉用具のレンタル、販売及び住宅のリフォーム事業（福祉用具事業）

当社では、介護に関連する事業として、車いす、歩行器、ベッド等の福祉用具のレンタル・販売事業及びバリアフリー工事の提案・施工を行う住宅のリフォーム事業を展開しております。福祉用具のレンタル・販売事業では、当社の福祉用具専門相談員の資格を持つ専任スタッフが、利用者に最適な福祉用具のご提案やアフターメンテナンスを行っております。また、住宅のリフォーム事業では、利用者の状態に合わせて、ご自宅に手すりを取り付けたり、段差を解消したりといったバリアフリー工事を行っております。

c. 加圧トレーニングジムの運営事業（加圧トレーニング事業）

上記のほか、当社では加圧トレーニングジムを運営しております。加圧トレーニングとは、腕と脚のつけ根を専用のベルトで締め、血流を制限した状態で行うトレーニングです。各店舗には無料の貸出アメニティ（ウエア・タオル等）を揃えており、何も用意せずに来店してもトレーニングを受けることができます。

なお、当社の報告セグメントは、上記のとおり介護事業の単一セグメントですが、サービス別ではパーキンソン病専門ホーム（PDハウス）、医療特化型住宅、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、通所介護（デイサービス）、居宅介護支援、福祉用具事業、加圧トレーニング事業となり、各サービスと売上内容は、以下のとおりです。

| | (介護・医療等)保険売上 | 食事提供売上 | 不動産売上 | その他収入売上 | 福祉用具売上 | 加圧売上 |
|------------|--------------|--------|-------|---------|--------|------|
| PDハウス | ○ | ○ | ○ | ○ | - | - |
| 医療特化型住宅 | ○ | ○ | ○ | ○ | - | - |
| グループホーム | ○ | ○ | ○ | ○ | - | - |
| デイサービス | ○ | ○ | - | ○ | - | - |
| 居宅介護支援 | ○ | - | - | ○ | - | - |
| 福祉用具事業 | ○ | - | - | - | ○ | - |
| 加圧トレーニング事業 | - | - | - | - | - | ○ |

- (注) 1. (介護・医療等)保険売上は、主に介護保険報酬、医療保険報酬となります。
 2. 食事提供売上は、主に利用者の食事代で利用者の自己負担となります。
 3. 不動産売上は、主に利用者の施設家賃代、光熱費負担代等で利用者の自己負担となります。
 4. その他収入売上は、利用者自費サービス(保険対象外)となります。
 5. 居宅介護支援の売上高は、拠点となる PDハウス、医療特化型住宅の売上高に計上しております。

当社の事業系統図は下記のとおりです。

[事業系統図]



福祉用具のレンタル、販売及び住宅のリフォーム事業と加圧トレーニングジムの運営事業については、売上金額が僅少であるため、事業系統図に記載しておりません。

(用語解説)

| 用語 | 解説 |
|-----------------------|---|
| 要介護認定 | 要介護認定とは、介護保険サービスを受けるときに必要な調査のことで、介護保険制度では、65歳以上の人は介護保険の被保険者として介護サービスが利用できるようになりますが、無条件に誰もが利用できるわけではなく、利用するにあたって最初に審査を受けなければなりません。要介護認定を申請し、「介護の必要度はどの程度か」「どのようなサービスが必要か」などの認定調査を経て、その判定結果に基づいて介護保険サービスが受けられるようになります。 |
| 指定難病 | 難病の患者に対する医療等に関する法律において、発病の機構が明らかでなく治療方法が確立していない希少な疾患であって長期の療養を必要とする疾患、と定義されております。さらに、この4つの要件に加え患者数が本邦において一定の人数（人口の約0.1%程度、およそ12万人強）に達しないこと、客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が成立していることの2要件を満たす疾患を「指定難病」とし、この指定難病を医療費助成の対象とする、と規定されました。 |
| アセスメント | アセスメント（assessment）とは、一般的に「評価・査定」の意味を持つ言葉ですが、介護におけるアセスメントは、利用者の状態や生活環境等の情報を収集、総合的に分析し、利用者が抱えている課題を明確にすることです。 |
| 訪問介護員 （ホームヘルパー） | 利用者の家庭を訪問し、介護、家事、関係機関との連絡、介護に関する相談、助言を行うものであります。介護保険法に基づく訪問介護をするには介護職員初任者研修以上の研修が条件となります。 |
| 介護福祉士 | 高齢者及び心身障害者のお世話又は相談ができる国家資格で、介護保険法に基づく訪問介護もできます。 |
| 介護支援専門員 （ケアマネージャー） | 要介護認定申請の代行及び認定調査やケアプランの作成、各サービス事業者との連絡調整を行うために必要となる専門資格です。 |

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(円) |
|------------|---------|-----------|-----------|
| 2,435 (86) | 39.0 | 2.0 | 4,816,893 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー及び嘱託契約の社員)については、年間の平均人員数(1日8時間換算)を()外数で記載しております。
2. 当期中において従業員数が688名増加しております。主な理由は、新規施設の開設に伴い期中採用が増加したことによるものです。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおり、年度内の中途入社者及び中途退職者を除いております。
4. 当社は介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

2024年3月31日現在

| 当事業年度 | | | | | |
|-----------------------------|---------------------------|--------------------------|-----------|-----------------|-------|
| 管理職に占める女性労働者の割合(%) (注) 1 | 男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 2 | 労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1 | | | 補足説明 |
| | | 全労働者 | うち正規雇用労働者 | うちパートタイマー・有期労働者 | |
| 28.3 | 28.6 | 85.6 | 90.3 | 90.5 | (注) 3 |

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 労働者の男女の賃金差異については、等級別人員構成により差異が生じております。賃金の基準につきましては、性別に関係なく同一となっております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

(a) 経営理念

当社は経営理念として「自らが輝き、人を元気にする」を掲げております。当社のお客様は、体に不都合を持たれている方が多く、その影響で心も沈みがちになっている方もいるかもしれません。当社は介護という仕事を通して、お客様の「心」を元気にしたいと考えております。その為には、お世話をさせて頂く私たちが暗く後ろ向きではいけません。お客様がその方らしく輝いて生きる事を応援させて頂くために、私たち自身が仕事を通じて自らを磨き自分らしく輝いて生きる事が必要であり、当社社員が輝けば、利用者様の「心」が更に輝き出すと考えております。

(b) ミッション

当社は下記をミッションとして定めております。

福祉の職場をもっと魅力的に！

私たちサンウェルズは夢と誇りを持って志事（しごと）に取り組み、皆があこがれる業界づくりにチャレンジします。

介護サービスに進化と変化を！

私たちサンウェルズは介護の常識にとらわれることなく、利用者様の立場に立ったより良いサービスづくりにチャレンジします。

未来を作る「人」を育成する！

私たちサンウェルズは仕事を通じてクリエイティブに発想し、自ら行動する「輝く大人」づくりにチャレンジします。

(2) 目標とする経営指標

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的としており、収益力の強化と経営の効率化を図るため、売上高及び経常利益率を重要な経営指標と位置づけ、各経営課題の改善に取り組んでまいります。

また、有料老人ホームの運営による売上高が、当社全体の売上高に占める比率が高いことから、「PDハウス」を含めた有料老人ホームにおける提供可能室数及び稼働率も経営成績に影響を与える主要な経営指標として捉えております。

(3) 経営戦略

わが国では、2007年に超高齢社会（公益財団法人長寿科学振興財団の定義）を迎え、更に高齢化も進行し、65歳以上人口割合は2020年の28.6%から一貫して上昇し、2070年には38.7%まで増加すると推計されており（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」）、若年層の人口は減少の一途をたどり、より一層の少子高齢化が加速していくものとみられております。これにより、医療業界における需要と供給のバランスが崩れ、病院数の減少や医師不足といった問題が生じるおそれがあり、介護へのニーズはますます増加するものと考えられます。

当社は2006年に介護施設としてデイサービスをスタートさせ、15年の歳月をかけてパーキンソン病に焦点を絞った「PDハウス」の全国展開にまで業容を拡大させてまいりました。

今後は、北陸エリアのデイサービス、有料老人ホーム事業は業容を維持しつつ、「PDハウス」を経営戦略の中心に位置づけ、パーキンソン病専門施設として「PDハウス」での提供サービスを磨き上げること、また、新サービスを創造することによって差別化を実現し、中長期的に安定的かつ持続的な成長と企業価値の拡大を目指すことを計画しております。

具体的には、以下を当社の経営戦略の骨子としております。

「PDハウス」のブランド構築

パーキンソン病は治療手段について世界中で多くの研究が行われておりますが、いまだに根治する方法が確立されていない進行性神経難病になります。患者数は進行性神経難病の中でも最も多く、関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、多系統萎縮症、脊髄小脳変性症）も含めると約19.7万人（厚生労働省「2022年度衛生行政報告例」（2022年度末現在）、特定医療費（指定難病）受給者証所持者数）の患者がいると推定されております。年齢層も60歳以上が約9割（同上）を占め、症状についても筋肉がこわばる（筋固縮）、体が動かしにくくなる（無動）、手足が震える（振戦）などの動きに関連する症状のほかに、幻覚や幻視、自律神経障害、睡眠障害など様々な生活障害を呈する疾患であり、ケアをするにも高い専門知識と経験、技術が必要になります。

また、この疾患には正しい薬物療法と十分なりハビリテーションが重要とされますが、薬剤に関して多い方は1日10回程度に分けて薬を服用するケースもあり、リハビリテーションにおいても現行の介護施設では分量

のリハビリテーションを提供できる所が非常に少ないのが現状です。適切な服薬管理と十分な回数のリハビリテーションが提供できれば病気の進行を遅らせ、天寿を全うしていただくことも可能だと考えております。しかしながら、病気の初期段階や軽度要介護度の患者に対しての改善に関するリハビリ報告・治療研究報告は多く存在しますが、病気が進行し重度化した場合の改善事例が非常に少ないのが現状であります。

「PDハウス」では、パーキンソン病を専門とする脳神経内科や大学病院、研究機関との共同研究を進め、より効果的な新サービスの創造を目指しております。順天堂大学と当社施設をつないだ3次元オンライン診療システムの試験運用、転倒検知システムを用いた転倒の要因分析研究、運動機能評価システムの試験運用等を実施し、新たな専門サービスの開発により同業者の参入障壁の構築に努めております。

これからの社会保障制度においては、入院期間の短期化や介護療養病床の廃止などにより、まだ専門的な治療が必要にもかかわらず地域に退院してくる方が増大することが予想されます。介護施設においても病院医療機関のように専門化（脳神経内科、消化器科、循環器内科など）を図り、地域包括ケアの中において専門性の高いケアを受けられる施設は重要と考えており、「PDハウス」はその一端を担える事業と自負しております。

「PDハウス」の事業拡大

パーキンソン病及び関連疾患の患者数は2022年度末で約19.7万人（厚生労働省「2022年度衛生行政報告例」（2022年度末現在）、特定医療費（指定難病）受給者証所持者数）の患者がいると公表されております。そのため、地域毎に必要とされる床数を展開していきたいと考えております。

当事業年度末では、「PDハウス」を全国に31施設（1,650床）運営しております。今後も「PDハウス」展開を成長ドライバーとして位置づけ、大都市圏や地方の中核都市を中心に更なる全国展開を計画しております。大都市圏では期間を空けずに新規開設することにより、エリアの囲い込みと従業員の適正配置を行い、利益の最大化を図ります。地方の中核都市では、まずは一つ目を開設することにより、そのエリアにくさびを打ち、ニーズに合わせて周辺エリアに新規開設することで同業他社の進出を阻むと共に、中期的にはそのエリアでの高シェアを図ります。

「PDハウス」の開設においては、大手ハウスメーカー各社の紹介を中心に、年間2,000件以上の開発候補地から選定しております。開設6か月前からリーダー職員を採用、入居ペースに合わせた採用を行い、入念な研修を経て開設を迎えます。当社は、業界内でも高位の採用倍率を維持（2024年3月期は9.7倍）しており、入社後も働きやすい職場環境を整備することで定着率の向上に努めております。また、当社では専門医監修の社内資格「PDライセンス」制度を導入し、パーキンソン病ケアの専門家育成に取り組んでおります。更に周辺の医療機関や施設からの紹介、TV、Web、パンフレット等による広告で集客をすることで早期黒字化を図り、高稼働体制の維持に努めております。開設時期が集中すると一旦は業績を押し下げる要因となりますが、早い段階で業績に寄与するようになるとともに、「PDハウス」を利用される方は長期に亘り施設を利用いただくので、安定した稼働率で推移し、定常的な業績を目指します。

「PDハウス」を中心とした事業の展開

現在、「PDハウス」はパーキンソン病が進行された方を中心に利用していただいております。そこで得たりハビリテーションのノウハウ等を活かし、中期的には軽度の方にも利用していただけるリハビリテーションサービスを提供することを計画しております。各地の「PDハウス」でのノウハウをコアにし、インターネットでリハビリテーションが受けられるサービスを展開することにより、より多くのパーキンソン病患者の方にサービスを提供してまいります。さらに海外でもこのインターネットでのサービスを展開することを計画してまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

利用者満足度の向上

当社の社会的使命は、利用者様に心から満足いただけるサービスを提供することだと考えております。当社がサービスを提供する各施設においては、利用者様に安心安全に、安定したサービスを提供するとともに、各利用者様のご要望に沿えるよう柔軟に対応することが必要になります。当社では、人材の確保、サービス基盤の拡充等に加え、各施設内、施設間の連携を強化し、急な状況変化にも耐えうる体制を整備しております。

「PDハウス」のブランド力強化及び知名度向上

当社は、都市部を始め全国へと展開を進め、「PDハウス」のブランド力強化と知名度の向上に努めており、2024年3月期においては、従来より展開してきた関東・関西に加え、新たに愛知県・熊本県に新規開設いたしました。

情報管理体制の構築及び強化

当社は、事業を行う上で入手した顧客に関する様々な個人情報保有しております。万が一これらの情報が外部に漏れいたした場合、当社に対する信用失墜や損害賠償請求等によって当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理については、従業員との情報管理に関する誓約書の締結、社内規程の整備及び従業員教育の徹底等、管理体制の強化に努めることで情報流出を抑止しております。又、インターネットセキュリティの強化及び事業所の防犯対策等の実施により外部者の不正な情報取得を防ぐなど、可能な限りの対策を取っております。

IT社会の発展に伴い、当社でも稟議の電子決裁、保存書類のペーパーレス化、Webでの入社面接、Web会議等、業務の効率化を図るためITを導入して参りました。ネットワークの管理に関しましてはIT統合管理システムを導入し、事業の拡大とともに増加するPC機器等の管理を行えるように致しました。それにより災害時でも耐えうる情報管理体制の構築に取り組んでおります。

財務体質の強化

当社は、有利子負債の割合が株主資本に対して高い比率となっております。今後は、運転資金拡大に加え、施設開設のための資金の確保も必要であることから、有利子負債とのバランスを勘案し自己資本の拡充を図ってまいります。

内部管理体制の強化

利用者満足度の高いサービス提供のためには、利用者様からの信頼を獲得することが必要であり、そのため当社では個人情報管理体制をはじめとした、内部管理体制の強化を継続して推進していくこと及び事業規模拡大に対応した十分な内部管理体制の整備が必要であると認識しております。当社は内部管理部門についても積極的な人材採用を進めるとともに、社内業務のIT化・アウトソーシングなどを活用し、効率的な内部管理体制を整備してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、『介護サービスに進化と変化を』のミッションを実現するにあたり、業界の先駆者としてケアサービスの拡充・開発を推進すること、長期的な展望をもとに事業拡大を図ることが前提になると考えております。また、その施策においては、世間のニーズに敏感に順応することが必須であり、社会問題やステークホルダーの価値観が変容し続ける現代に際して、持続的な成長過程においてサステナビリティの本質を切り離して考えることは不可能であると認識しております。介護サービスの未来を考えることは、すべての人類の未来を考えることだと、当社は考えております。当社に関わる顧客、取引先、従業員、株主はもちろん、人々が暮らす環境や社会について尊び、サステナビリティを重視した経営を実践してまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当社が有価証券報告書提出日現在において合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の結果とは様々な要因により大きく異なる可能性があります。

(1) ガバナンス

サステナビリティに係る取り組みを推進するための体制として、取締役会直属の組織「サステナビリティ委員会」を設置しています。サステナビリティ統括責任者である代表取締役社長を委員長とし、各部門の課長以上の者により委員を構成しております。同委員会にてサステナビリティの方針や中期目標の策定、これに基づく各部門におけるサステナビリティ推進活動の進捗の把握・評価・検証などを行い、取締役会の監督のもと経営のトップ自らが関与し、サステナビリティ推進に取り組んでおります。

(2) 戦略

人的資本に関する戦略

雇用の場の創出と働き手の待遇改善

当社は、PDハウスの全国展開により、開設地域に雇用の場を創出してまいります。同時に、働き手の待遇改善を積極的に行い、定着率向上に繋げてまいります。

従業員の一人ひとりがそれぞれの持つ個性や多様性を活かせる職場づくりが、組織全体の基本能力を強化することになると考え、働きやすい環境の創造に尽力しております。

従業員の資産形成とモチベーション向上を目的として、2023年4月より新たに従業員持株会制度を導入いたしました。従業員の拠出金の10%を奨励金として支給しております。2024年3月期末時点での加入率は25%となっており、従業員の関心も高く、さらなる加入率の増加に向けて取り組みを行っております。

さらに継続している取組みとして、従業員アンケートを定期的実施することで従業員の意見を収集し、労働環境・福利厚生制度への反映を実施し、働きやすい職場環境づくりに活かしております。

また新たに、経営理念「自らが輝き、人を元気にする」を体現すべく、2024年5月に「健康宣言」を表明し健康経営への取組みを開始いたしました。お客様を元気にするには、まずは当社の従業員が健康で働ける状態であることが重要であると考え、従業員の健康確保、プレゼンティーズムの改善およびアブセンティーズムを予防する取組みを行ってまいります。

人材採用

優秀な人材の確保が、当社の今後の事業拡大および成長において重要な課題であると認識しております。

2024年3月期は、目標採用数1,008名に対して、1,023名の採用を実施し、目標を上回る人員を確保することができました。主な取組みとして、従業員からの友人・知人紹介による「リファラル採用」の強化と、YouTubeチャンネルの拡充を図りました。「リファラル採用」については、前期よりも77名増(66%増)の194名が入社いたしました。YouTubeチャンネルについては、チャンネル登録者数が2,700名を超え、期初の500名より大きく数字を伸ばし、介護業界でも上位の数字となっております。また、様々な取り組みにより、就職説明会参加者は1,000名を超え、当社ホームページからの応募者数も1,400名を超える結果となりました。今後の採用活動にもこれらの取組みを継続しつつ、安定的な人材確保を実践してまいります。

人材育成

当社が安定的かつ持続的な事業を運営していくためには、利用者が安心・安全に生活できるサービスを提供できる人材の育成が重要と考えます。そのため人材育成については、専門職種別や役職別の研修プログラムと教育マニュアルを整備しております。特に役職者育成に関しては、2024年より新たに業務指導やマネジメント研修などの内容補強を行い、開設数増加にも耐えうるリーダー育成制度を確立しております。

また、順天堂大学とのオンラインセミナーを年6回、順天堂大学、福岡大学との合同事例検討会を年5回実施し、PDハウスで勤務するリハビリ職、看護職、介護職のスキル向上を図りました。さらに、パーキンソン病ケアの専門家育成のために社内資格「PDライセンス(1級~3級)」制度を新たに導入しました。PDハウスで勤務する全従業員(介護職・看護職・リハビリ職)が初級にあたる3級を取得必須とし、パーキンソン病のスペシャリスト集団を目指す仕組みづくりを行っております。専門的なケアの均質化・高水準化に注力するとともに、知識・技術の向上が評価される体制づくりを行うことで、従業員が自ら学び成長する職場環境づくりに取り組んでおります。

介護人材の無資格・未経験の従業員採用にも注力し、その上で介護士の知識・技術の高水準化・均一化を目的として、介護職員初任者研修の受講費用を当社で全額負担しております。

(3) リスク管理

当社は、リスクマネジメント・コンプライアンスの実効性の向上と、コンプライアンスの維持・向上を図るため、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会規程」に基づいてリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しており、リスクマネジメントの実施状況を把握するとともに必要な措置について審議しております。具体的には、リスクマネジメントに係る方針の決定、年度計画の策定、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス基本規程」の改定、個別リスクの管理状況の把握、リスク回避措置の指導監督、主要かつ重要な事業、その他重要業務に係る事業継続計画の策定に関する指導監督等を行っております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、原則として毎月1回開催するほか、緊急議案が発生した場合には臨時リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催しております。また、サステナビリティに関するリスクについても、世界情勢や経営状況の変化に伴った継続的な審議を行っていくために、サステナビリティ委員会と連携した協議・対応を行うことと定めております。協議結果は経営会議の決議によって実行がなされますが、取締役会への報告とそれに伴う監査等委員会による監査を義務付けており、各対応策の実効性、透明性を確保しております。

(4) 指標及び目標

人的資本に関する指標及び目標

働きやすい環境づくりの指標：離職率および有給休暇取得率

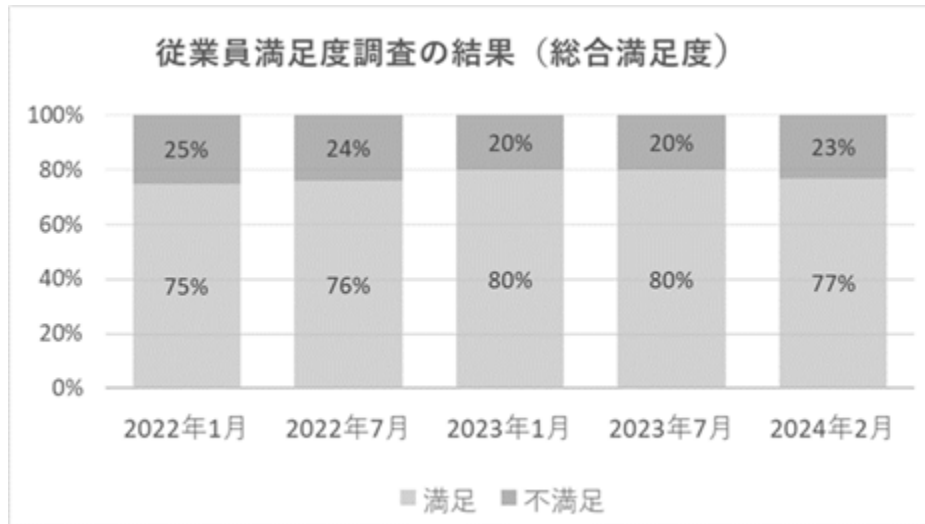
| | 2021年3月期 | 2022年3月期 | 2023年3月期 | 2024年3月期 | 2025年3月期 (目標) |
|--------------|----------|----------|----------|----------|------------------|
| 離職率(%) (注) | 10.0 | 15.4 | 11.3 | 12.0 | 11.0 |
| 年次有給休暇取得率(%) | 61.1 | 63.3 | 61.2 | 64.4 | 60.0 |

(注) 期中入社及び期中退職者は除く

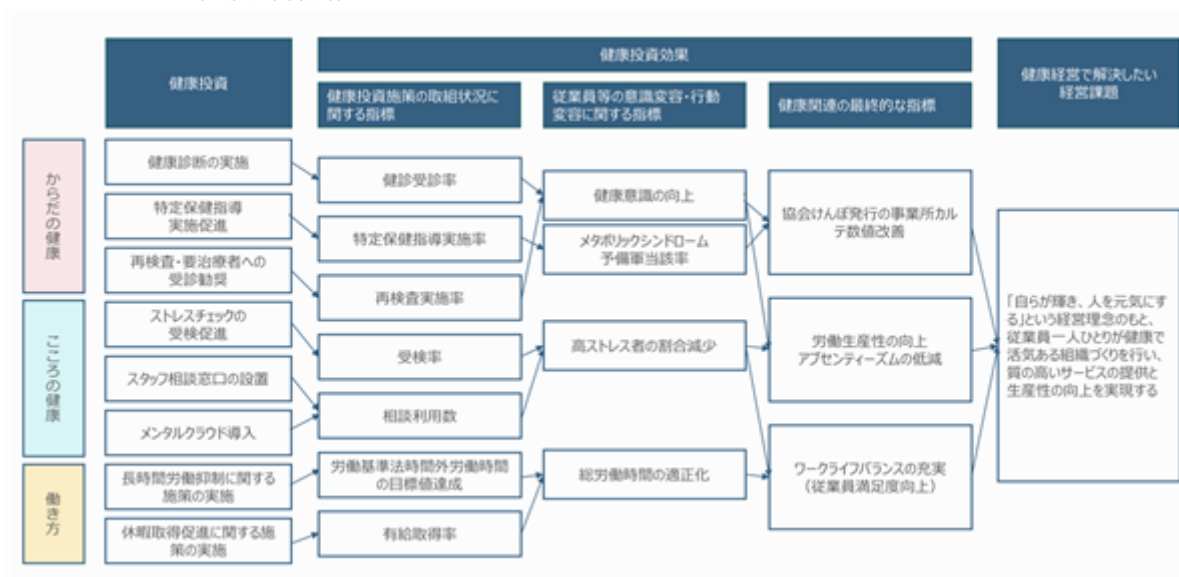
従業員満足度調査の結果推移

| 実施時期 | 満足 | 不満足 |
|----------|-----|-----|
| 2022年 1月 | 75% | 25% |
| 2022年 7月 | 76% | 24% |
| 2023年 1月 | 80% | 20% |
| 2023年 7月 | 80% | 20% |
| 2024年 2月 | 77% | 23% |

目標：75%以上 2022年1月より調査開始



サンウェルズ健康経営戦略マップ



健康経営における2025年3月期目標

| KPI | 項目 | 現状 | | 2024年度目標 |
|---|--|--|---|----------|
| ① | 協会けんぽ発行の事業所カルテ数値改善(特定保険指導実施率) KPI | 15.3% | ➡➡ | 20% |
| ② | 労働生産性の向上(アブセンティズム(私傷病休職者))の低減 KPI | 0.65日 | ➡➡ | 0.5日 |
| ③ | ワークライフバランスの充実(従業員満足度向上) KPI | 80% | ➡➡ | 80% |
| KPI を達成するための改善項目 | | | | |
| ① | メタボリックシンドローム予備軍該当率の低減 行動変容目標① | 8.5% | ➡➡ | 8.0% |
| ② | 高ストレス者の割合の低減 行動変容目標② | 10.8% | ➡➡ | 10% |
| ③ | 労働基準法時間外労働時間平均の低減 行動変容目標③ | 5.6時間 | ➡➡ | 4.5時間 |
| <small>※アブセンティズム：私傷病休業期間（メンタルヘルス疾患、非メンタルヘルス疾患含む）の従業員平均日数 ※ワークライフバランス：従業員満足度調査 ※高ストレス者の割合：ストレスチェック実施従業員数における高ストレス者の割合（高ストレス者/実施従業員数）</small> | | | | |
| 行動変容目標 を達成するための重点施策 | | 特定保健指導該当者への働きかけの強化 再検査該当者への働きかけの強化 ● 有所見者の生活改善及び再検査を促します ストレスチェック結果に基づく産業医面談 ● 高ストレス者の産業医面談促進を行います | 長時間労働抑制に関する施策の実施 ● 毎週の時間外労働時間の周知 ● 長時間労働者への注意喚起 | |

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 人材の確保について

当社が今後事業をさらに拡大し、成長を続けていくためには優秀な人材の確保が重要課題となっております。介護事業においては、介護士、看護師、理学療法士など専門職の確保が必須ですが、医療・介護業界での慢性的な人材不足と今後益々の介護業界へのニーズの高まりで、求人競争激化の環境は予断を許さない状況であります。このような状況の下、当社では、人材採用に関する専門部署を設置し、求人サイトやメディアを利用しておりますが、これを漫然と利用し続けることを避け、常に効果を検証しながら積極的かつ戦略的な採用活動を実施するほか、福利厚生制度の整備や柔軟な働き方を認めるなど、従業員の労働環境に配慮し、働きやすい環境づくりに取り組んでおります。

しかしながら、こうした人材の確保が計画どおりに進まなかった場合、又は育成が計画どおりに進まず、あるいは重要な人材が社外に流出した場合には、既存施設ではサービス提供の規模縮小、新規施設ではオープン時期の順延等により、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) コンプライアンスに関するリスク

当社は、法令遵守及び企業倫理に基づき誠実に行動することを経営上の最重要課題としております。事業に直接関係する法令のみならず、近年、SNSによるトラブルが問題になるなど、企業が求められる企業倫理は多岐に渡ります。そのため、社会的責任のある企業として遵守すべき法令全般につき、当社の全役職員が法令等・倫理に基づいた行動をとるよう、コンプライアンスやリスク管理を統括する専門部署を設置するなど強化に取り組んでおります。また、内部通報制度を整備運用して内部の不正を抑止するよう努めております。しかしながら、コンプライアンス上の問題に直面した場合には、法令による処罰・訴訟の提起・社会的信頼の失墜等により、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(3) 新規施設の開設について

当社は事業の拡大のため、新規施設の開設を推進しております。新規開設機会を逃さないよう常に情報収集に努め、必要に応じて、迅速な経営判断が下せるよう、代表取締役社長を含めた経営陣は緊密な連携をとることとしております。また、新規施設の開設にあたっては、各種調査を実施し、十分な検討時間を設けて様々な角度から事業計画及び採算性等を十分に検討した上で実施しております。

しかしながら、希望する立地に物件を確保できない場合やプロジェクトに遅延が発生した場合、また、事業計画と実績に大幅な乖離が生じた場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 高齢者介護における安全管理及び健康管理について

当社が介護サービスを提供しているのは、主に要介護認定を受けた介護度の高い高齢者であり、介護事故、転倒事故、食中毒、食物誤嚥事故、感染症の集団発生、また高齢者の特性に起因する事故等が発生する可能性があり、利用者の命に係わる重大な事故に発展する可能性もあります。これらにより、当社側の過失責任や管理責任が問われた場合には、損害賠償の支払い等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに関する顕在化の可能性は一定程度あると認識しておりますが、各種スキルアップ研修の提供や介護マニュアル、業務手順書等の整備等により社員教育を徹底しているほか、日常のサービス提供におけるヒヤリハット事例を共有することで、未然の事故防止に努めており、当該リスクの顕在化の抑制に最大限努めております。

(5) 診療報酬改定及び介護報酬改定について

当社は医療保険制度及び介護保険制度のもと、訪問看護及び訪問介護を行っております。医療保険制度については2年毎、介護保険制度については3年毎に、制度の見直し及び診療報酬、介護報酬の改定が行われております。そのため、当社事業を推進するにあたり、定期的な制度の見直しや診療報酬、介護報酬の改定により当社にとって不利な変更がなされた場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、これまでの改定状況から勘案しても、当該改定に伴い当社の事業がただちに大きな影響を受ける可能性は低いと考えております。しかしながら、医療保険制度及び介護保険制度の目的や方針等に大きな変更があった場合や同制度が廃止された場合は、当社事業に及ぼす影響は大きく、事前に政府での検討状況等について情報収集を行い、必要な対応策を実行することとしております。

(6) 法的規制について

当社は介護保険法に基づく介護サービスの提供にあたり、事業所ごとに指定業者として指定を受けており、同指定を取得するにあたり、厚生労働省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（1999年3月31日厚生省令第37号）及び各自治体条例介護保険法で定める基準を満たしております。

該当する根拠法で許認可取消事由がそれぞれ定められておりますが、主な内容は以下のとおりであります。

- ・不正請求 …実体のないサービス提供に対する請求、実体のない加算請求
- ・人員基準違反…人員不足での運営、無資格者によるサービス提供、実在しないスタッフによる記録作成、勤務時間の虚偽
- ・運営基準違反…記録の未整備、計画未作成、重要事項や計画の説明未実施
- ・虚偽報告 …自治体への届出や報告、実地指導対応における事実とは違う書類提出や答弁

なお、当社では当該基準を常に満たすために人材の育成、教育、採用を強化しているほか、当社が運営する各施設の管理者が緊密に連携を取れるよう連絡体制を整備しており、基準の遵守を徹底しております。加えて、内部監査室の監査による確認の実施のほか、情報収集に努め、基準の変更等にも迅速に対応しているため、当事業年度末現在、事業運営の継続に支障を来すような状況は生じておりません。しかしながら、これらの基準を遵守できなかった場合や不正請求が認められた場合には、指定の取消し等の処分を受けるおそれがあります。一事業所でも指定取消を受けた場合、法人が指定の欠格事由に該当し、指定取消から5年間は新たに指定を受けることができず、また指定の更新も受けることができなくなります。その場合には、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

各サービスと根拠法等、主な指定・登録取消事由
訪問系サービス

| サービス名 | 根拠法等 | 主な許認可取消事由 |
|------------------|--|---|
| 訪問看護 介護予防訪問看護 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法（厚生労働省） 指定の有効期間は6年間で、以後6年毎の更新が必要。都道府県、政令指定都市及び中核市が事業の指定権者となる。 ・健康保険法（厚生労働省） 介護保険法に基づく指定を受けた際には、健康保険法の指定があったとみなされるため、有効期間は介護保険法に基づく指定の有効期間に準じる。地方厚生局が事業の指定権者となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 介護保険法第77条（指定の取消し等） ・介護予防訪問看護 介護保険法第115条の9（指定の取消し等） |
| 訪問介護 居宅介護支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法（厚生労働省） 指定の有効期間は6年間で、以後6年毎の更新が必要。都道府県、政令指定都市及び中核市が事業の指定権者となる。なお、居宅介護支援については、2018年4月以降の指定権者は市区町村となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 介護保険法第77条（指定の取消し等） ・居宅介護支援 介護保険法第84条（指定の取消し等） |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法（厚生労働省） 指定の有効期間は6年間で、以後6年毎の更新が必要。市町村が事業の指定権者になる。 | <ul style="list-style-type: none"> 介護保険法第115条の45の9（指定権者の指定の取消し等） |
| 居宅介護 重度訪問介護 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（厚生労働省） 指定の有効期間は6年間で、以後6年毎の更新が必要。都道府県、政令指定都市及び中核市が事業の指定権者となる。 | <ul style="list-style-type: none"> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条（指定の取消し等） |

通所系サービス

| サービス名 | 根拠法等 | 主な許認可取消事由 |
|-------------------------|--|--|
| 通所介護 | ・介護保険法（厚生労働省） 指定の有効期間は6年間で、以後6年毎の更新が必要。 都道府県、政令指定都市及び中核市が事業の指定権者となる。 | ・通所介護 介護保険法第77条 （指定の取消し等） |
| 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 | ・介護保険法（厚生労働省） 指定の有効期間は6年間で、以後6年毎の更新が必要。 市町村が事業の指定権者となる。 | ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 介護保険法第78条の10 （指定の取消し等） |

入所系サービス

| サービス名 | 根拠法等 | 主な許認可取消事由 |
|---------------------------|---|---|
| 認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） | ・介護保険法（厚生労働省） 指定の有効期間は6年間で、以後6年毎の更新が必要。 市町村が事業の指定権者となる。 | ・認知症対応型共同生活介護 介護保険法第78条の10 （指定の取消し等） |
| 住宅型有料老人ホーム | ・老人福祉法（厚生労働省） 届出制であり、届出後の有効期間の設定はない。都道府県、政令指定都市及び中核市が届出先となる。 | 老人福祉法第29条第14項 （届出等） 事業の制限又は 停止に関する定めあり。 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | ・高齢者住まい法（国土交通省） 登録制であり登録の有効期間は5年で、以降5年毎に更新が必要。 都道府県、政令指定都市及び中核市が登録先となる。 | 高齢者住まい法第26条 （登録の取り消し） |

(7) 感染症について

当社事業所では、換気・手洗い・手指消毒の励行等をはじめ、フェイスシールド、N95マスク、ガウンテクニックの正しい着用方法の研修を行う等、日常的に感染対策に取り組んでおります。しかしながら、新型インフルエンザやコロナウイルス等の感染症が想定を大きく上回る規模で発生及び流行し、当該地域の事業所の稼働が長期にわたり困難になった場合には、事業活動に支障が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 虐待等の防止への取組とリスクについて

当社は、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」に該当し、これらの養介護施設又は養介護事業で働く当社の職員は、高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」に該当します。高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による身体的虐待、介護・世話の放棄・放任等の高齢者虐待の防止に関する取り組みを求められており、当社は役職員を対象とした研修やマニュアルの整備等により、いかなる虐待も防止するように努めております。しかしながら、虐待や不適切な身体拘束が発生した場合には、法令による処罰・訴訟の提起・社会的信頼の失墜等により、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 大規模な自然災害について

当社が保有する施設が所在する地域において大規模な地震、風水害等の自然災害、事故、火災等によって人的・物的被害を受けた場合、当該地域の事業所の稼働が長期にわたり困難になった場合には、事業活動に支障が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当該リスクの発生時期等は予測することができませんが、常に当該リスクが顕在化する可能性はありと認識しております。そのため、当社では各種保険制度への加入はもちろんのこと、避難訓練、災害時の連絡手段の確立、飲食物の備蓄等を行うなど、自然災害等の発生による被害を最小限に抑えるための対策を実施しております。

(10) 内部管理体制のリスク

当社では、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要であると認識しております。その認識のもと、内部管理体制の一層の充実を図るべく、内部通報制度の運用や内部監査の実施、情報セキュリティ体制の構築等により、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおりますが、急速な事業拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である苗代亮達は当社の創業者であり、設立以来、最高経営責任者として経営方針や経営戦略等、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしております。特定の人物に依存しない体制の構築を目指しておりますが、現在においても同氏の影響力は大きなものとなっております。そのため、同氏が退任、その他の理由により当社の経営から退くような事態が発生した場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 競合他社の出現について

当社が、全国展開を図っている主力の「PDハウス」は、一般的な介護施設では提供できないパーキンソン病を患った方への専門的なりハビリサービスの提供を他社との差別化要因の一つとしております。

当該事業の遂行に必要な特許等は存在しないため、当社のビジネスモデルを模倣し、同様のサービス提供する競合他社が現れる可能性があります。現在、当社では、大学、研究機関との共同研究を実施し、新たなサービスの開発に努めておりますが、競合他社の新規参入等による競合環境が激化した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 情報管理について

当社は、事業を行う上で入手した顧客に関する様々な個人情報を保有しております。

情報管理については、従業員との情報管理に関する誓約書の締結、社内規程の整備及び社員教育の徹底等、管理体制の強化に努めることで内部からの情報流出を抑止しており、インターネットセキュリティの強化及び事業所の防犯対策等の実施により外部者の不正な情報取得を防ぐなど、可能な限りの対策を取ることとしており、情報漏えいリスクの顕在化については、限りなく低いと考えております。しかしながら、これらの情報が外部に漏えいした場合、当社に対する信用失墜や損害賠償請求等によって当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 信用・評判について

介護事業においては利用者、そのご家族及び関係者の方々からの信頼の下、サービスを提供しております。施設での不適切な運営や不正請求、職員の不祥事等により、当社及び当社が提供するサービスについて信用を失った場合、または評価が低下した場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに対して当社は、経営理念、ミッション及び行動指針を定め、役職員に周知徹底しているほか、利用者の方が気持ちよく施設を利用できるよう様々な研修プログラムを役職員に対し提供し、高品質なサービス提供を通じて、利用者様等からの信頼の獲得に日々励んでおります。

(15) 減損会計について

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に施設を基本単位としてグルーピングしております。介護施設の新規開設後の実績が計画どおりであるかを経営会議においてモニタリングし、減損に関するリスクの低減に努めております。しかしながら、外部環境の著しい変化等により、施設収益が悪化し、施設における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなった場合には、固定資産について減損損失を計上することとなり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 訴訟等の可能性について

当社は、サービスの提供にあたって法令遵守の徹底及び顧客や取引先とのトラブル回避に努めており、現時点において業績及び財政状態に影響を及ぼす訴訟が提起されている事実はありませんが、今後予期せぬ事象の発生により、訴訟その他の請求が発生した場合、これらの訴訟等の内容及び結果によっては、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクについては、現時点で顕在化のリスク及び影響を予測することはできませんが、研修等を通じて役職員のコンプライアンス意識を高めるほか、顧客及び取引先等と日頃から良好な関係の構築に努めることが、当該リスク顕在化の抑制につながると考えております。

(17) 地域との関係について

介護・医療サービスの提供という事業性から、事業の収益性に課題が生じた場合においても、撤退時の利用者の行き先確保、賃貸借契約上の制約、医療機関や行政機関との関係性の維持等から即時撤退を行うことが困難な場合があります。当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 長期賃貸借契約について

当社が運営する施設の中には、長期賃貸借契約に基づいているものがあり、一定期間は事業撤退の制約が課せられます。これに反した場合は中途解約による違約金等の支払いが生じる可能性があります。

また、契約期間満了後において契約更新が難しい場合がありますが、その場合は計画的に新たな移転先を決める事としており、当該リスクが顕在化する可能性は限りなく低いと考えております。

(19) 有利子負債に関するリスク

当社では、新規開設にかかる設備資金の一部を金融機関からの借入で調達しており、また、ファイナンス・リース取引におけるリース債務の計上により、当事業年度末の有利子負債残高は20,106百万円、有利子負債自己資本比率は282.1%となっております。

今後は、現行の金利水準が変動した場合、当社の業績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における資産合計は31,518百万円となり、前事業年度末から12,306百万円増加しました。これは主に、新規施設の開設等により建物が2,451百万円、リース資産が4,375百万円、建設仮勘定が2,481百万円、売掛金が1,310百万円増加したことによるものです。

（負債）

当事業年度末における負債合計は24,375百万円となり、前事業年度末から10,534百万円増加しました。これは主に、新規施設の開設等によりリース債務が4,631百万円、短期借入金が2,700百万円、長期借入金が1,610百万円増加したことによるものです。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は7,143百万円となり、前事業年度末から1,772百万円増加しました。これは主に、当期純利益2,032百万円の計上等により利益剰余金が増加したことによるものです。

経営成績の状況

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことに伴い、社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する段階へと移ったことで、景気は緩やかに持ち直しへと向かいました。一方、終結の見通しが立たないロシア・ウクライナ情勢や急激な為替相場の変動による世界的なエネルギー・原材料価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の関連する介護及び医療環境につきましては、団塊の世代が全て75歳以上の高齢者となる2025年を目途に、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会の実現（地域包括ケアシステムの構築）への取り組みが進められています。地域に関わらず適切な医療・介護が受けられる体制が求められ、質の高い在宅医療・訪問看護の確保が重要となってきています。さらに指定難病においてはその専門性を有することから、専門病院や専門介護のニーズが今後ますます高まっていくものと考えております。

このような環境のもと、当社は、パーキンソン病専門施設である「PDハウス」の全国展開を加速させてきました。パーキンソン病患者の方のニーズに応えるべく、2023年4月にPDハウス港南台（神奈川県横浜市）及びPDハウス城東（大阪府大阪市）、2023年8月にPDハウス八王子（東京都八王子市）、2023年9月にPDハウス東大阪2号館（大阪府東大阪市）、2023年10月にPDハウス用賀（東京都世田谷区）及びPDハウス光の森（熊本県熊本市）、2023年11月にPDハウス神大寺（神奈川県横浜市）、2023年12月にPDハウス平和が丘（愛知県名古屋市）を新規開設、2023年6月にPDハウス板橋（東京都板橋区）を増床いたしました。これにより、当事業年度末における「PDハウス」施設数は31施設となりました。既存施設を含めた各施設の稼働率は、いずれも順調に推移しております。なお、当事業年度に新規開設した施設のうち、7施設はファイナンス・リース取引に該当しております。これが主な要因となって、当事業年度の支払利息は635百万円（前年同期比70.8%増）となっております。

これらの結果、当事業年度の売上高は21,360百万円（前年同期比55.7%増）、営業利益は3,490百万円（同143.4%増）、経常利益は2,938百万円（同157.6%増）、当期純利益は2,032百万円（同159.2%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末の現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、3,307百万円となり、前事業年度末に比べて696百万円増加しました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは2,557百万円の資金増加(前事業年度は1,140百万円の資金増加)となりました。これは主に、売上債権の増加額1,310百万円等の減少要因があったものの、税引前当期純利益2,921百万円の計上、減価償却費797百万円の計上等の増加要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは5,662百万円の資金減少(前事業年度は2,041百万円の資金減少)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出5,489百万円等の減少要因によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは3,801百万円の資金増加(前事業年度は2,696百万円の資金増加)となりました。これは主に、長期借入金による収入1,900百万円、短期借入金の純増額2,700百万円等の増加要因によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注に該当する事項がないため、受注実績に関する記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

なお、当社は介護事業の単一セグメントであるため、サービス区分別の販売実績を記載しております。

| サービス区分の名称 | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 前年同期比(%) |
|------------------|--|----------|
| PDハウス (百万円) | 18,358 | 181.5 |
| 医療特化型住宅 (百万円) | 1,893 | 73.6 |
| グループホーム (百万円) | 167 | 103.0 |
| デイサービス (百万円) | 433 | 114.6 |
| 福祉用具事業 (百万円) | 475 | 104.8 |
| 加圧トレーニング事業 (百万円) | 32 | 88.0 |
| 合計(百万円) | 21,360 | 155.7 |

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | |
|----------------|--|-------|--|-------|
| | 金額(百万円) | 割合(%) | 金額(百万円) | 割合(%) |
| 石川県国民健康保険団体連合会 | 3,261 | 23.8 | 3,705 | 17.3 |
| 大阪府国民健康保険団体連合会 | 1,905 | 13.9 | 3,254 | 15.2 |
| 東京都国民健康保険団体連合会 | 972 | 7.1 | 2,526 | 11.8 |

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この財務諸表の作成においては、経営者による会計上の見積り、判断並びに仮定を用いることが必要となりますが、これらは期末日における資産・負債の金額、開示期間の収益・費用の金額及び開示情報に影響を与えます。ただし、これら見積り、判断並びに仮定は、過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果とは異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社は「自らが輝き、人を元気にする」を経営理念に掲げております。わが国では、2007年に超高齢社会（公益財団法人長寿科学振興財団の定義）を迎え、更に高齢化も進行し、65歳以上人口割合は2020年の28.6%から一貫して上昇し、2070年には38.7%まで増加すると推計されており（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」）、介護・医療の需要はさらに高まるとされています。一方で、介護・医療の制度を経済的に、また人的に支える労働人口の減少が予測されており、今後の高齢化の進展に対応し得る介護・医療の持続可能な制度設計がわが国の根本的、かつ重要な課題のひとつであることは論をまちません。

当社では、この課題に対して、指定難病であるパーキンソン病患者を対象とした「PDハウス」とこれに関連するサービスの提供を通じて、地域の介護・医療資源を効果的かつ効率的に利用できる仕組みづくりを行うことで応えてまいります。地域では、病床削減とこれに伴って療養の場を病院から在宅（自宅や施設等）へ移すとす政策を受けて、特に慢性期や終末期における介護・医療の需要が高まっております。パーキンソン病患者は慢性期が長期化する傾向があることから、当社にとって有利な事業環境であり、引き続き事業を積極的に展開していく背景となっております。

当事業年度において、当社では新たにPDハウス港南台（神奈川県横浜市）、PDハウス城東（大阪府大阪市）、PDハウス八王子（東京都八王子市）、PDハウス東大阪2号館（大阪府東大阪市）、PDハウス用賀（東京都世田谷区）、PDハウス光の森（熊本県熊本市）、PDハウス神大寺（神奈川県横浜市）及びPDハウス平和が丘（愛知県名古屋市）を開設、また、PDハウス板橋（東京都板橋区）を増床いたしました。当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（売上高）

当事業年度の売上高は21,360百万円となり、前事業年度より7,643百万円の増加となりました。これは主に、「PDハウス」を新規開設及び増床し、サービス提供が開始されたことにより医療保険及び介護保険収入が生じたことなどによります。

（売上原価、売上総利益）

当事業年度の売上原価は14,938百万円となり、前事業年度より4,967百万円の増加となりました。これは主に、新規に「PDハウス」を開設したことに伴い採用した施設従業員の人件費が生じたことなどによります。この結果、売上総利益は6,422百万円（前年同期比171.5%）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当事業年度の販売費及び一般管理費は2,931百万円となり、前事業年度より619百万円の増加となりました。これは主に、業務の規模拡大に伴い採用した本社従業員の採用費及び人件費が生じたことなどによります。この結果、営業利益は3,490百万円（前年同期比243.4%）となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常利益）

当事業年度の営業外収益は105百万円となり、前事業年度より4百万円の減少となりました。これは主に、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び物価高騰対策支援に関する補助金等が減少したことなどによります。また、当事業年度の営業外費用は657百万円となり、前事業年度より253百万円の増加となりました。これは主に、新規出店によりリース債務の支払利息が増加したことなどによります。この結果、経常利益は2,938百万円（前年同期比257.6%）となりました。

(特別利益、特別損失)

当事業年度の特別損失は17百万円となりました。これは主に、「令和6年能登半島地震」の義援金によるものです。

(当期純利益)

当事業年度の法人税等合計は888百万円となり、この結果、当期純利益は2,032百万円(前年同期比259.2%)となりました。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資金需要のうち主なものは、新規施設開設のための資金、運転資金等となっております。当社の資金調達については、自己資金及び金融機関からの借入れ等で実施しております。なお、これらの資金調達方法については、資金需要の額や用途に合わせて柔軟に検討を行い、決定しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「3 事業等のリスク」に記載のとおり認識しており、これらのリスクについては発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいります。

経営戦略の現状と見通し

当社は介護サービスの提供を行っておりますが、現在運営している施設については、稼働率も順調に推移しているほか、医療保険制度や介護保険制度において報酬が決まっていること等により売上高を増加させることは難しいため、今後はコスト削減及び運営の効率化等により利益率を向上させ、強固な収益基盤を構築したいと考えております。

成長戦略としましては、北陸エリアで2019年3月期に第1号施設を開設し、2020年3月期に全国展開を開始後、当事業年度末において全国31か所で運営を行っているパーキンソン病患者専門の有料老人ホーム「PDハウス」が、高い稼働を維持していることから、「PDハウス」の新規開設を積極的に推進してまいります。これまでパーキンソン病患者専門の有料老人ホームが無かったことに加え、高齢化社会の進行により同疾患患者数が増加しており、需要が高まっていることを受け、各都道府県における患者数等を勘案し、施設の開設を進めてまいります。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営者は、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社が今後さらなる成長を遂げるためには、さまざまな課題に対処することが必要であると認識しております。

それらの課題に対応するために、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、「PDハウス」による競合との差別化を推進し、さらなる事業拡大を図ってまいります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」に記載のとおり、売上高及び経常利益率を重要な経営指標としております。

「PDハウス」の事業拡大により、売上高については、当事業年度は21,360百万円と前年同期比で155.7%となっております。これは、現時点において予定どおりの進捗となっており、堅調に推移しているものと認識しております。一方で、経常利益率については、当事業年度は13.8%と前年同期比で5.5ポイント増加しております。これは、施設の出店数増加に伴うスケールメリットにより、売上原価率及び売上高販管費率が減少したことによるもので、高収益企業へのさらなる成長に向けた基盤固めが進んでいるものと認識しております。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社では、順天堂大学医学部神経学講座と共同し、2019年10月に共同研究講座「ICT制御に基づく在宅医療開発講座」を開設しております。この共同研究講座では、2019年10月より当社のパーキンソン病専門の有料老人ホームにおいて検証実施を始めた、ICT（情報通信技術）によるマルチセンサーやウェアラブル端末によるモニタリングによって、患者のバイタル、活動量、消費カロリーといったビッグデータを蓄積することで、病気の進行状況が数値化され、高い診療効果を得ることや、24時間変動を把握することで正確な薬剤調整に繋がることが期待できます。このようにデータ収集・解析を行い、パーキンソン病患者の日常生活動作（ADL）上の障害を検出し、住宅のハード面及びソフト面における介入を行うことにより、パーキンソン病患者の生活の質（QOL）を改善するホームアダプテーションの研究・開発を行っております。また、当社従業員に対するパーキンソン病に関連する基本や最新情報についてのオンラインセミナーが開催され、パーキンソン病の理解や知識レベルの向上を図っております。また、2021年に順天堂大学がリリースした遠隔地を映し出す3次元オンライン診療システムの実証実験を当社では2021年6月より共同実施しており、全身観察でより精度の高い診察が可能となったり、通院や待ち時間における身体的苦痛の解消が期待できます。

これにより、当事業年度の研究開発費の総額は21百万円であります。当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資等の総額は10,468百万円であります。これは主に、新規開設にかかる有形固定資産の取得によるものです。また、経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2024年3月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | | | 従業員数 (臨時従業員数) (人) |
|----------------------------|--------------------|-------------|----------------------|----------------|--------------|-------------|-------------------------|
| | | 建物 (百万円) | 土地 (百万円) (面積㎡) | リース資産 (百万円) | その他 (百万円) | 合計 (百万円) | |
| P Dハウス相模大野 (神奈川県相模原市南区) | P Dハウスの建 物設備その他 | 452 | 285 (961.04) | 6 | 19 | 763 | 70 (1) |
| P Dハウス板橋 (東京都板橋区) | P Dハウスの建 物設備その他 | 4 | - | 976 | 21 | 1,002 | 127 (-) |
| P Dハウス足立 (東京都足立区) | P Dハウスの建 物設備その他 | - | - | 744 | 9 | 754 | 68 (1) |
| P Dハウス南与野 (埼玉県さいたま市中央区) | P Dハウスの建 物設備その他 | - | - | 724 | 6 | 730 | 85 (1) |
| P Dハウス城東 (大阪府大阪市城東区) | P Dハウスの建 物設備その他 | - | - | 654 | 14 | 669 | 69 (-) |
| P Dハウス港南台 (神奈川県横浜市港南区) | P Dハウスの建 物設備その他 | - | - | 755 | 12 | 768 | 71 (1) |
| P Dハウス八王子 (東京都八王子市) | P Dハウスの建 物設備その他 | 555 | 420 (1,000.21) | - | 53 | 1,028 | 58 (-) |
| P Dハウス東大阪2号館 (大阪府東大阪市) | P Dハウスの建 物設備その他 | 2 | - | 730 | 18 | 751 | 50 (2) |
| P Dハウス用賀 (東京都世田谷区) | P Dハウスの建 物設備その他 | - | - | 926 | 18 | 945 | 62 (1) |
| P Dハウス平和が丘 (愛知県名古屋市長東区) | P Dハウスの建 物設備その他 | 705 | - | - | 60 | 765 | 54 (-) |
| P Dハウス陣原 (福岡県北九州市八幡西区) | P Dハウスの建 物設備その他 | 676 | - | - | 110 | 786 | 3 (-) |
| P Dハウス東大宮 (埼玉県さいたま市見沼区) | P Dハウスの建 物設備その他 | - | - | 825 | 9 | 835 | - |

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は構築物、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 現在休止中の設備はありません。

3. 従業員数は就業人員であり、従業員数の()は臨時雇用者数(パートタイマー及び嘱託契約の社員)を外書しております。

4. 上記の他、建物及び土地の一部を賃借しており、年間賃借料は489百万円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、除却計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達方法 | 着手及び引渡予定年月 | | 完成後の増加能力 |
|-----------------------------|-------------------|-------------|---------------|----------------|------------|----------|----------|
| | | 総額 (百万円) | 既支払額 (百万円) | | 着手 | 引渡日 | |
| P Dハウス八千代中央 (千葉県八千代市) | P Dハウスの建物 | 838 | 558 | 自己資金及び借入金 | 2023年10月 | 2024年5月 | 60床 |
| | P Dハウスの家具・家電・備品類等 | 77 | - | 自己資金 | | | |
| P Dハウス南柏 (千葉県柏市) | P Dハウスの建物 | 840 | 545 | 自己資金及び自己株式処分資金 | 2023年9月 | 2024年6月 | 60床 |
| | P Dハウスの家具・家電・備品類等 | 77 | - | 自己資金 | | | |
| P Dハウス熱田 (愛知県名古屋市熱田区) | P Dハウスの建物 | 788 | 502 | 自己資金及び借入金 | 2023年9月 | 2024年6月 | 50床 |
| | P Dハウスの家具・家電・備品類等 | 72 | - | 自己資金 | | | |
| P Dハウス新潟紫竹山 (新潟県新潟市中央区) | P Dハウスの建物 | 724 | 478 | 自己資金及び借入金 | 2023年12月 | 2024年7月 | 54床 |
| | P Dハウスの家具・家電・備品類等 | 72 | - | 自己資金 | | | |
| P Dハウス西京極 (京都府京都市右京区) | P Dハウスの建物 | 792 | 520 | 自己資金及び借入金 | 2023年11月 | 2024年8月 | 55床 |
| | P Dハウスの家具・家電・備品類等 | 72 | - | 自己資金 | | | |
| P Dハウス神戸深江本町 (兵庫県神戸市東灘区) | P Dハウスの建物(注)2 | 810 | - | 自己資金 | 2023年10月 | 2024年9月 | 49床 |
| | P Dハウスの家具・家電・備品類等 | 54 | - | 自己資金 | | | |
| P Dハウス初芝 (大阪府堺市東区) | P Dハウスの建物 | 700 | 486 | 自己資金及び借入金 | 2024年2月 | 2024年9月 | 52床 |
| | P Dハウスの家具・家電・備品類等 | 72 | - | 自己資金 | | | |
| P Dハウス越谷 (埼玉県越谷市) | P Dハウスの建物(注)2 | 900 | - | 自己資金 | 2023年11月 | 2024年10月 | 65床 |
| | P Dハウスの家具・家電・備品類等 | 59 | - | 自己資金 | | | |
| P Dハウス桜山 (愛知県名古屋市昭和区) | P Dハウスの建物 | 723 | - | 自己資金及び借入金 | 2024年5月 | 2025年2月 | 50床 |
| | P Dハウスの家具・家電・備品類等 | 72 | - | 自己資金 | | | |
| P Dハウス大津 (滋賀県大津市) | P Dハウスの建物(注)2 | 645 | - | 自己資金 | 2024年8月 | 2025年4月 | 53床 |
| | P Dハウスの家具・家電・備品類等 | 54 | - | 自己資金 | | | |
| P Dハウス岡山辰巳 (岡山県岡山市北区) | P Dハウスの建物(注)2 | 772 | - | 自己資金 | 2024年8月 | 2025年4月 | 51床 |
| | P Dハウスの家具・家電・備品類等 | 54 | - | 自己資金 | | | |
| P Dハウス浜松和合 (静岡県浜松市中央区) | P Dハウスの建物(注)2 | 583 | - | 自己資金 | 2024年8月 | 2025年4月 | 54床 |
| | P Dハウスの家具・家電・備品類等 | 54 | - | 自己資金 | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------------|---------------------------|-------|----|---------------|----------|----------|-----|
| P Dハウス稲毛 (千葉県千葉市稲毛区) | P Dハウスの 建物 | 823 | 17 | 自己資金 | 2024年 9月 | 2025年 5月 | 54床 |
| | P Dハウスの 家具・家電・ 備品類等 | 72 | - | 自己資金 | | | |
| P Dハウス東浦和 (埼玉県さいたま市緑区) | P Dハウスの 建物(注) 2 | 897 | - | 自己資金 | 2024年 6月 | 2025年 5月 | 62床 |
| | P Dハウスの 家具・家電・ 備品類等 | 59 | - | 自己資金 | | | |
| P Dハウス石神井公園 (東京都練馬区) | P Dハウスの 建物(注) 2 | 1,280 | - | 自己資金 | 2024年 5月 | 2025年 5月 | 83床 |
| | P Dハウスの 家具・家電・ 備品類等 | 68 | - | 自己資金 | | | |
| P Dハウス清田 (北海道札幌市清田区) | P Dハウスの 建物 | 599 | - | 自己資金及び 借入金 | 2024年 7月 | 2025年 6月 | 54床 |
| | P Dハウスの 家具・家電・ 備品類等 | 72 | - | 自己資金 | | | |
| P Dハウス岐阜 (岐阜県岐阜市) | P Dハウスの 建物(注) 2 | 710 | - | 自己資金 | 2024年 8月 | 2025年 8月 | 54床 |
| | P Dハウスの 家具・家電・ 備品類等 | 54 | - | 自己資金 | | | |
| P Dハウス宇都宮細谷町 (栃木県宇都宮市) | P Dハウスの 建物(注) 2 | 700 | - | 自己資金 | 2024年11月 | 2025年 8月 | 60床 |
| | P Dハウスの 家具・家電・ 備品類等 | 59 | - | 自己資金 | | | |
| P Dハウス新潟寺山 (新潟県新潟市東区) | P Dハウスの 建物 | 644 | 1 | 自己資金 | 2025年 3月 | 2025年12月 | 60床 |
| | P Dハウスの 家具・家電・ 備品類等 | 77 | - | 自己資金 | | | |

(注) 1. 当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2. P Dハウスの建物取得は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の取得によるものであります。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 120,000,000 |
| 計 | 120,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (2024年3月31日) | 提出日現在発行数(株) (2024年6月27日) | 上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---|
| 普通株式 | 35,220,000 | 35,220,000 | 東京証券取引所 グロース市場 | 完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式であります。な お、1単元の株式数は 100株であります。 |
| 計 | 35,220,000 | 35,220,000 | - | - |

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|--|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 決議年月日 | 2021年3月15日 | 2021年7月15日 | 2021年10月15日 | 2021年11月16日 |
| 付与対象者の区分及び人数 (名) | 当社取締役 4 当社従業員 14 (注)8 | 当社従業員 1 | 当社従業員 1 | 当社従業員 1 |
| 新株予約権の数(個) | 701 (注)1 | 34 (注)1 | 34 (注)1 | 34 (注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株) | 普通株式 210,300 (注)1、7 | 普通株式 10,200 (注)1、7 | 普通株式 10,200 (注)1、7 | 普通株式 10,200 (注)1、7 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 (円) | 73 (注)2、7 | 130 (注)2、7 | 130 (注)2、7 | 130 (注)2、7 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2023年3月27日 至 2031年3月15日 | 自 2023年7月16日 至 2031年7月15日 | 自 2023年10月16日 至 2031年10月15日 | 自 2023年11月17日 至 2031年11月16日 |
| 新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) | 発行価格 73 資本組入額 37 (注)7 | 発行価格 130 資本組入額 65 (注)7 | 発行価格 130 資本組入額 65 (注)7 | 発行価格 130 資本組入額 65 (注)7 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | | | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 | | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項 | (注)6 | | | |

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式300株であります。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使時の払込金額(以下、「行使価額」という。)に行使株式数を乗じた金額とします。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件等

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権が行使可能となった場合であっても、当社の株式が国内又は国外の証券取引所に上場される日（以下、「上場日」という。）までは、これを行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。ただし、上場日が2030年1月1日以降となる場合には、上場日以降、割当てられた権利の全部について行使することができる。

(a) 上場日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができる。

(b) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。

(c) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利の全部について行使することができる。

(d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

5. 新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。

当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記(注)5に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

7. 2022年1月17日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役4名、当社従業員13名になっております。

| | 第5回新株予約権 |
|--|-----------------------------------|
| 決議年月日 | 2022年11月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数 (名) | 当社従業員 3 |
| 新株予約権の数(個) | 130 (注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株) | 普通株式 39,000 (注)1、7 |
| 新株予約権の行使時の払込金 額(円) | 2,589 (注)2、7 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2024年11月16日 至 2032年11月15日 |
| 新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) | 発行価格 2,589 資本組入額 1,295 (注)7 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事 項 | (注)4 |
| 組織再編成行為に伴う新株予 約権の交付に関する事項 | (注)6 |

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式300株であります。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使株式数を乗じた金額とします。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件等

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。

- (a) 2024年11月16日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができる。
- (b) 2025年11月16日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。
- (c) 2026年11月16日以降、割当てられた権利の全部について行使することができる。
- (d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

5. 新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。

当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記（注）5 に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

7. 2022年1月17日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数(株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金増 減額 (百万円) | 資本準備金残 高(百万円) |
|--------------------|-------------------|------------------|-----------------|----------------|-----------------------|------------------|
| 2021年3月25日 (注)1 | 116,226 | 117,400 | - | 35 | - | - |
| 2022年2月15日 (注)2 | 11,622,600 | 11,740,000 | - | 35 | - | - |
| 2023年4月1日 (注)3 | 23,480,000 | 35,220,000 | - | 35 | - | - |

- (注) 1. 2021年3月25日付の発行済株式総数の増加は株式分割(1:100)によるものであります。
2. 2022年2月15日付の発行済株式総数の増加は株式分割(1:100)によるものであります。
3. 2023年4月1日付の発行済株式総数の増加は株式分割(1:3)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満株 式の状況 (株) |
|-----------------|--------------------|--------|--------------|------------|--------|-----|---------|---------|----------------------|
| | 政府及び地 方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取 引業者 | その他の法 人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | 7 | 26 | 96 | 108 | 15 | 7,745 | 7,997 | - |
| 所有株式数(単元) | - | 28,486 | 6,718 | 137,791 | 30,783 | 26 | 148,209 | 352,013 | 18,700 |
| 所有株式数の割合 (%) | - | 8.1 | 1.9 | 39.1 | 8.7 | 0.0 | 42.1 | 100.0 | - |

- (注) 自己株式4,974,648株は、「個人その他」に49,746単元、「単元未満株式の状況」に48株に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%) |
|---|--|--------------|---|
| 株式会社杏 | 東京都千代田区永田町2丁目11-1 山王パークタワー5階トラスティーズ・コンサルティングLLP内 | 13,500,000 | 44.63 |
| 苗代 亮達 | 石川県金沢市 | 5,898,000 | 19.50 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区赤坂1丁目8番1号赤坂インターシティAIR | 1,362,700 | 4.51 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-12 | 1,199,800 | 3.97 |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店) | ONE CONGRSS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都中央区日本橋3丁目11番1号) | 325,293 | 1.08 |
| MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人 BOFA証券株式会社) | MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目4-1) | 280,305 | 0.93 |
| 野村證券株式会社 (常任代理人 株式会社三井住友銀行) | 東京都中央区日本橋1丁目13-1 (東京都千代田区丸の内1丁目1番2号) | 262,457 | 0.87 |
| MORGAN STANLEY & CO.LLC Matthew Berke (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社) | 1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号) | 233,776 | 0.77 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) | PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木6丁目10-1) | 222,800 | 0.74 |
| BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS- PACIFIC POOL (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) | 2A RUE ALBERT BORSCHETTE LUXEMBOURG L-1246 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1) | 197,900 | 0.65 |
| 計 | - | 23,483,031 | 77.64 |

(注) 1. 株式会社杏は、当社代表取締役社長苗代亮達の資産管理会社であります。
2. 上記のほか、当社所有の自己株式が4,974,648株あります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------------|----------|--|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 4,974,600 | - | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は100株であります。 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 30,226,700 | 302,267 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 18,700 | - | - |
| 発行済株式総数 | 35,220,000 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 302,267 | - |

(注) 単元未満株式の普通株式には、当社所有の自己株式48株が含まれております。

【自己株式等】

2024年3月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|------------|-----------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| 株式会社サンウェルズ | 石川県金沢市二宮町15番13号 | 4,974,600 | - | 4,974,600 | 14.1 |
| 計 | - | 4,974,600 | - | 4,974,600 | 14.1 |

(注) 上記の他、単元未満株式が48株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「単元未満株式」の欄に含まれております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|----------------------------------|------------|------------------|------------|------------------|
| | 株式数 (株) | 処分価額の総額 (百万円) | 株式数 (株) | 処分価額の総額 (百万円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分) | 3,000 | 9 | - | - |
| その他(ストックオプションの権利行使) | 359,100 | 29 | - | - |
| 保有自己株式数 | 4,974,648 | - | 4,974,648 | - |

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使、単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識しており、利益配分につきましては、成長投資のための内部留保を勘案しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり14円の配当（うち中間配当6円）を実施しております。なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当（3月31日基準日）及び中間配当（9月30日基準日）の年2回を基本的な方針としており、このほか基準日を定めて剰余金を配当することができる旨、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、事業拡大のための投資に活用する方針であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額（百万円） | 1株当たり配当額（円） |
|-----------------------|-------------|-------------|
| 2023年11月10日 取締役会決議 | 181 | 6 |
| 2024年5月9日 取締役会決議 | 241 | 8 |

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

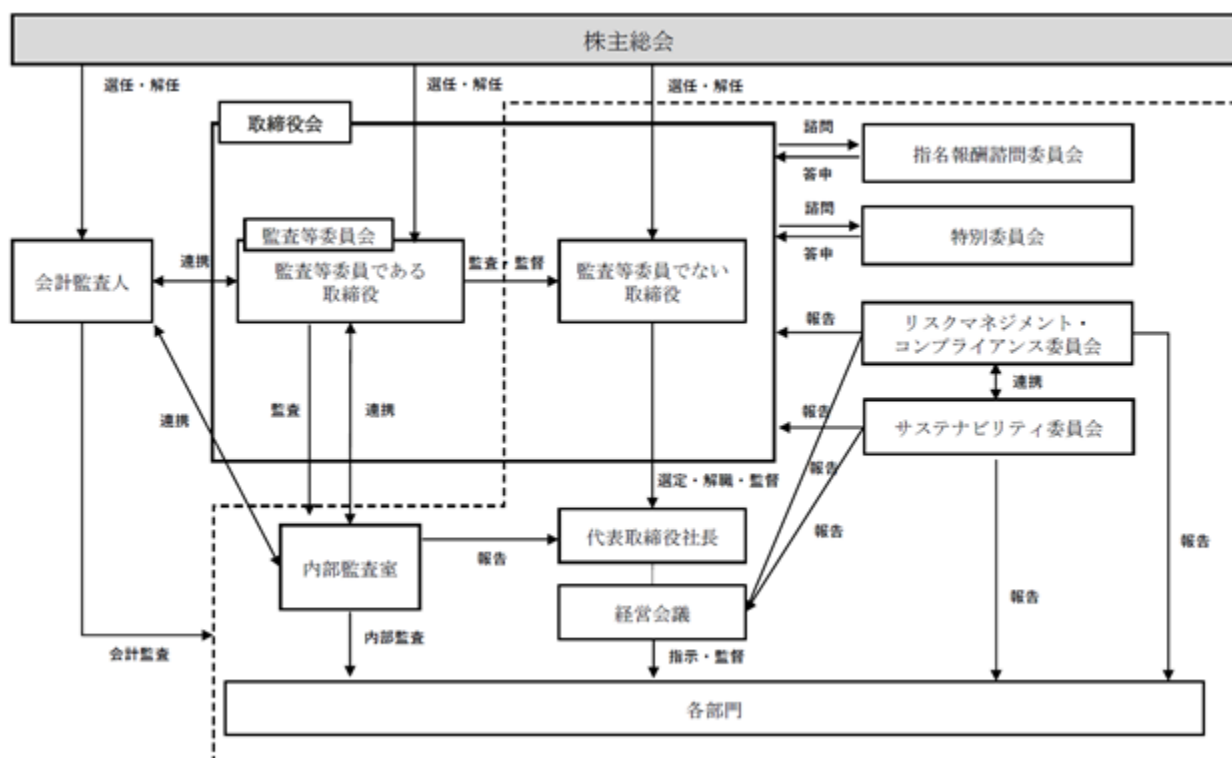
当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益を守ることがコーポレート・ガバナンスであると考え、法令遵守及びその他社会的責任を果たすことのみならず、経営の効率性、健全性及び透明性を高めることにより、企業価値を継続的に向上させることが重要であると認識しております。当該認識のもと、当社では監査等委員会を設置し、経営の意思決定と業務執行の監督に透明性を確保し、適正かつ効率的な経営活動に取り組みながら、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会及び監査等委員会設置会社であります。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は、以下のとおりであります。

(企業統治の体制図)



当社の各機関の構成員は次のとおりであります。

| 役職名 | 氏名 | 取締役会 | 監査等委員会 | 経営会議 | 指名報酬諮問委員会 | 特別委員会 | リスクマネジメント・コンプライアンス委員会 | サステナビリティ委員会 |
|------------------|-------|------|--------|------|-----------|-------|-----------------------|-------------|
| 代表取締役社長 | 苗代 亮達 | | - | | | - | | |
| 専務取締役 | 長山 知広 | | - | | - | - | | |
| 常務取締役 | 越野 亨 | | - | | - | - | | |
| 常務取締役 | 上野 英一 | | - | | - | - | | |
| 社外取締役 常勤監査等委員 | 山本 英博 | | | | | | | |
| 社外取締役 監査等委員 | 畠 善昭 | | | - | | | - | - |
| 社外取締役 監査等委員 | 中西 一 | | | - | | | - | - |
| 社外取締役 監査等委員 | 中島 恵子 | | | - | | | - | - |
| 各部長・室長 | - | - | - | | - | - | | |

(注) は議長・委員長 は構成員 は出席者を表します。

(a) 取締役及び取締役会

取締役会は、有価証券報告書提出日現在、8名（うち監査等委員4名）の取締役にて構成されており、法令で定められた事項及び重要事項を決定するとともに、業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。取締役会は、代表取締役社長が議長を務め、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速な意思決定を確保するため必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(b) 監査等委員及び監査等委員会

監査等委員会は、有価証券報告書提出日現在、独立社外取締役の監査等委員4名にて構成されており、監査等委員長が議長を務め、監査内容の共有及び監査に関する重要な事項の決定を行っております。監査等委員会は、毎月1回の定例の監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。また、内部監査室及び会計監査人と連携し、情報収集、監査環境を整備し、監査・監督機能の強化を図っております。なお、監査等委員の取締役は4名全員が会社法施行規則第2条第3項第5号の規定に該当する社外役員であります。

(c) 経営会議

経営会議は、取締役会への付議予定事項及び報告予定事項を協議する他、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要事項について審議を行うとともに、当該重要事項についての報告を受け、構成員間における情報共有を行うものとして設置しております。なお、経営会議の構成員は代表取締役社長、常勤取締役、常勤監査等委員及び部長・室長の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する者となっております。

(d) 指名報酬諮問委員会

指名報酬諮問委員会は、取締役の指名、報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に資することを目的とし、取締役会の諮問機関として設置しております。指名報酬委員会は、有価証券報告書提出日現在、代表取締役社長1名、社外取締役4名で構成され、役員の指名・報酬等の特に重要な事項について定期的な確認と、取締役会に対する適切な助言を行っております。当事業年度は、指名報酬委員会を1回開催しております。取締役会からの諮問事項である2024年6月開催の定時株主総会に付議する役員選任議案、取締役の個別の報酬等について審議し、取締役会に対し答申しております。

(e) 特別委員会

特別委員会は、支配株主との取引を公正に行い、少数株主の利益が適切に保護されるよう、支配株主と少数株主の間の利益相反問題を監視・監督することを審議・検討し、取締役会に答申することを役割としております。特別委員会の委員は取締役会決議で選定され、有価証券報告書提出日現在、独立社外取締役4名で構成され、支配株主との取引の有無と支配株主との取引の確認方法についての確認を行っております。当事

業年度は、特別委員会を1回開催しており、支配株主との取引が無いことを確認し、取締役会へ答申しております。

(f) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社は、リスクマネジメント・コンプライアンスの実効性の向上と、コンプライアンスの維持・向上を図るため、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しております。原則として月に1回開催するほか、緊急議案が発生した場合には臨時リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催しております。

(g) サステナビリティ委員会

当社は、「企業」と「社会」の持続可能性の両立を目指し、サステナビリティ推進活動を強化・加速させるため、「サステナビリティ委員会規程」に基づき、サステナビリティ委員会を設置しております。原則として6か月に1回開催するほか、必要に応じて随時サステナビリティ委員会を開催しております。

(h) 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任し、法定監査を受けております。なお、会計監査人、監査等委員会と内部監査室は定期的な会合をもち、相互の監査結果などについて説明と報告を行い、監査品質の向上を図っております。

(i) 内部監査室

当社は、事業部門と独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、内部監査室長1名を含め3名で構成され、内部監査規程に基づき、当社各部署の業務全般の監査を実施しており、代表取締役社長及び監査等委員会に対して監査結果を報告しております。内部監査室長は、監査結果について、代表取締役社長と協議し、被監査部署に対して必要な対策、措置等を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査室と監査等委員会、会計監査人は、監査を有効かつ効率的に進めるために、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

b. 上記体制を採用する理由

当社は、ガバナンス強化のため2019年7月に監査等委員会設置会社としております。独立性を有する監査等委員が取締役会での議決権を持ち、監査等委員会が内部統制システムを積極的に活用して監査を行うことで、法令遵守のみならずステークホルダーとの適切な協働関係の維持や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土醸成に対して社外の目による経営の監査・監督機能を強化することが、当社にふさわしい体制であると判断し、監査等委員会設置会社を選択いたしました。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2019年3月の取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行い、2020年11月には内容を一部修正して再度決議を行っており、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・サンウェルズのミッションを前提に「経営理念」、「行動指針」に則り行動する。
- ・リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムを整備・運用する。
- ・指名報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名、報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に努める。
- ・特別委員会を設置し、取締役会における監督強化を行うとともに、少数株主の利益保護に努める。
- ・コンプライアンスの徹底を図るため、当社の取締役及び使用人への教育を行い、コンプライアンス意識を醸成し、コンプライアンスプログラムの適切な運用につき監査等を行う。
- ・内部通報制度の整備・運用を通して、法令違反による企業信用の失墜等、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防止する。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には毅然とした対応をし、その活動を助長する行為に関与しない。

(b) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告に関する以下の文書については、「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に保存・管理を行う。

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、及びそれらの関連資料

- ・ 社内の重要会議の議事録及びその関連資料
- ・ 稟議書及びその他重要な社内申請書類
- ・ 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は金融商品取引所に提出した書類の写しその他重要文書

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 「リスク管理規程」に基づき、当社の事業活動に影響を及ぼすリスクを統合的・一元的に管理する体制を構築する。
- ・ リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、当社事業への影響が高いと判断する「重大リスク」を特定し、リスク分析・把握・防止・管理等を行う。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 毎週経営会議を開催し、経営戦略決定の迅速化、経営監督体制・業務執行体制を強化する。
- ・ 定例取締役会以外に、必要時は臨時取締役会を随時開催する。

(e) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査等委員は取締役と協議の上で必要とする監査等委員スタッフを置くことができる。
- ・ 監査等委員スタッフは専任とし、人事考課は監査等委員が行い、異動は監査等委員の同意を得る。

(f) 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他監査等委員への報告に関する体制

- ・ 監査等委員は重要な会議に出席し、職務の執行状況の聴取及び関係資料の閲覧を行うことができる。
- ・ 取締役は著しい影響・損害が発生する恐れがある場合、速やかに監査等委員に報告しなければならない。
- ・ 取締役及び使用人は、監査等委員が報告を求めた場合、迅速に対応しなければならない。

(g) その他監査等委員監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員は重要文書を閲覧し、取締役や使用人に説明を求めることができる。
- ・ 監査等委員と代表取締役社長の定期的な意見交換会の実施、内部監査室や会計監査人と連携する。
- ・ 監査等委員会は、必要に応じてその判断で外部専門家を起用する。

b . リスク管理体制の整備状況

当社では、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス基本規程」において、リスク管理とコンプライアンスに関する基本的な事項を定めると共に、リスクマネジメントの最高責任者である代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会にて、リスクの把握、最適なリスク管理体制の立案、推進を図り、全社横断的なコンプライアンス体制を整備することにより、リスクの低減及びその適切な対応を図っております。

具体的には、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、リスクマネジメントに係る方針の決定、年度計画の策定、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス基本規程」の改定、個別リスクの管理状況の把握、リスク回避措置の指導監督、主要かつ重要な事業、その他重要業務に係る事業継続計画の策定に関する指導監督等を行っております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は毎月開催し、リスクマネジメントの実施状況を把握するとともに、必要な措置について審議しております。なお、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の事務局運営は、リスク管理部が実施しております。

c . 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

d．取締役の定数

取締役（監査等委員である取締役は除く）の員数は10名以内、監査等委員である取締役の員数は5名以内とする旨を定款で定めております。

e．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する旨を定款に定めております。

f．取締役会で決議できる株主総会決議事項

(a) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。なお、中間配当の基準日は、毎年9月30日とする旨を定款に定めております。

(b) 自己株式の取得

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式取得を目的とするものであります。

(c) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に果たすことができるようにすることを目的とするものであります。

(d) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役の地位にあるものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。

なお、背任行為、犯罪行為、詐欺行為又は法令等に違反することを認識して行った行為に起因する場合等、保険契約上一定の免責事由があります。

g．株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

h．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護についての方策

当社の代表取締役社長苗代亮達は、支配株主に該当しております。当社では、少数株主の利益保護のため、牽制の働く役員構成とすることを経営方針として有しております。支配株主との取引を行う場合は、取締役会において、取引の必要性和合理性並びに取引条件の妥当性について十分に検討した上で総合的に決定することとしております。

i．取締役会の活動状況

(a) 取締役会について

取締役会は、独立社外取締役4名を含む取締役8名で構成され、社外取締役比率は50.0%となっております。また、執行役員制度を導入し、経営に関する決定・監督の機能と業務執行の機能を明確に分離することで、執行に対する監視機能と経営の機動力を担保しております。取締役会は原則として毎月1回の定例取締役会を開催し、必要のある都度臨時取締役会を開催することで、経営戦略に関する議論に加え、法令で定められた事項、及び会社経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役員の職務執行を監督しております。

独立社外取締役については、それぞれ豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待するものであります。

なお、当社は、取締役会による役員等の指名・報酬の決定等における独立性、客観性及び説明責任の更なる強化を目的に、取締役会の事前審議等機関として5名の取締役で構成（過半数である4名が独立社外取締役）される指名報酬諮問委員会を任意に設置し、ガバナンスの有効性を高めております。

加えて、サステナビリティを巡る課題への対応が重要な経営課題であるとの認識のもと、サステナビリティ委員会を取締役会直下の機関として任意に設置し、重要な課題・指標の決定については、取締役会で決議することで、その取り組みの更なる推進を図っております。

取締役会は、当事業年度において17回開催され、各取締役の出席状況は以下のとおりです。

| 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|--------|------|------|
| 苗代 亮達 | 17回 | 17回 |
| 長山 知広 | 17回 | 17回 |
| 越野 亨 | 17回 | 17回 |
| 上野 英一 | 17回 | 17回 |
| 中山 美智代 | 4回 | 4回 |
| 田中 誠一 | 4回 | 4回 |
| 山本 英博 | 13回 | 13回 |
| 畠 善昭 | 17回 | 17回 |
| 中西 一 | 17回 | 17回 |
| 中島 恵子 | 13回 | 13回 |

- (注) 1. 中山美智代、田中誠一は、2023年6月28日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任するまでの出席状況を記載しております。
2. 山本英博、中島恵子は、2023年6月28日開催の第18期定時株主総会において選任され就任した後の出席状況を記載しております。

(b) 取締役会の活動

原則として毎月1回、定例取締役会を開催するとともに、必要のある都度臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項、及び、会社経営に関する重要事項等、取締役会規則に定めた事項を決定するとともに、取締役及び執行役員から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役員の職務執行を監督しております。2024年度においては取締役会を17回、監査等委員会を13回開催いたしました。

(c) 取締役会の実効性評価

当事業年度における取締役会の実効性評価を以下のとおり実施いたしました。

< 評価方法 >

- ・2024年3月に全取締役（社内取締役4名、社外取締役（監査等委員）4名）に対し、取締役会の構成、運営状況及び審議内容等に関するアンケート（以下「2024年3月期アンケート」）を行いました。
- ・同年4月23日、取締役会において議論した後、2024年3月期の取締役会実効性の評価を確定いたしました。

< アンケートの項目 >

- ・2024年3月期アンケートの質問票の大項目は以下のとおりです。設問ごとに、5段階で評価する方式とし、当該項目に関する自由コメント欄を設けております。
 - ．取締役会の構成と運営
 - ．経営戦略と事業戦略
 - ．企業倫理とリスク管理
 - ．業績モニタリングと経営陣の評価
 - ．株主等との対話

< 評価結果の概要 >

- ・2024年3月期アンケート回答を集計した結果、全ての設問において肯定的な意見が多数を占めており、取締役会に期待される重要な役割・責務が概ね果たされていることを確認いたしました。

・また、戦略的議論の活性化に向け実施したガバナンス関連の強化やサステナビリティ等重要課題などの議論の充実により、当社としては、取締役会の実効性は概ね確保されていると評価しております。

<実効性向上に向けた今後の取り組み>

・取締役会を通じた重要な経営課題に対する議論の充実

中期経営戦略や改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応、株主還元等についての取締役会での議論を通じて、重要な経営課題に関する議論を充実させました。

・取締役会における外部環境変化やリスク等に係る認識共有と重要な経営課題に対する審議の充実

中長期的な経営方針の議論や、当該方針に基づく執行の監督について、概ね適切に取り組んでいることが評価されております。また、新型コロナウイルス感染症の影響や当社の対応については、様々な機会を通して議論がなされ、当社の取り組みに反映されております。今後も、取締役会で、重要な経営課題に係る外部環境変化やリスク認識等を共有しながら、取締役会にて重要な経営課題に対する審議を行うことで、より実効性の高い議論を行ってまいります。

また、新任の社内取締役・監査等委員に対して、会社法等の関連法令やコーポレート・ガバナンス、重要な経営課題等の説明や情報提供を実施します。再任取締役についても、経営を有効かつ効率的に監視、監督する上で、その必要性に応じ、継続的に関連情報の提供と社外研修を含む教育を行ってまいります。

・第三者評価の検討

当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、取締役会の実効性をより高めるために、当社に適した第三者を利用した評価方法を検討してまいります。

当社取締役会は、今回の取締役会実効性評価の結果を踏まえ、取締役会の実効性を更に高めるべく引き続き取り組み、取締役会による経営に対する万全の監督を担保するとともに、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|------------------|-------|-------------|--|------|--------------------|
| 代表取締役 社長 | 苗代 亮達 | 1973年7月20日生 | 1999年12月 有限会社アイテム商業建築研究所(株式会社アイテム) 入社 2002年3月 株式会社アイテム 代表取締役 就任 2006年9月 株式会社ケア・コミュニケーションズ(現:当社) 設立 代表取締役 2007年7月 株式会社セントラルケアスタッフ 設立 代表取締役 2008年5月 株式会社サライ 設立 取締役 2010年7月 社会福祉法人達樹会 設立 理事長 2011年1月 株式会社サライ 代表取締役 就任 2011年4月 当社 代表取締役社長 就任(現任) 2013年10月 株式会社SUN加圧スタジオを会社分割により設立 代表取締役 2014年9月 株式会社SUN整骨院 設立 代表取締役 2015年2月 株式会社SUNエステート 設立 代表取締役 2015年7月 株式会社サンメディカルサポート 設立 取締役 2017年3月 株式会社杏設立 代表取締役(現任) | (注)3 | 19,398,000 (注)5 |
| 専務取締役 経営戦略本部長 | 長山 知広 | 1982年7月19日生 | 2005年4月 医療法人洋和会 入社 2009年5月 株式会社ケア・コミュニケーションズ(現:当社) 入社 2012年4月 当社 運営部長 就任 2015年4月 当社 取締役 就任 2022年6月 当社 常務取締役 就任 2022年11月 当社 常務取締役人事部長 就任 2023年4月 当社 常務取締役人事企画本部長 就任 2023年10月 当社 常務取締役経営企画本部長 就任 2024年4月 当社 常務取締役経営戦略本部長 就任 2024年6月 当社 専務取締役経営戦略本部長 就任(現任) | (注)3 | 30,000 |
| 常務取締役 運営本部長 | 越野 亨 | 1974年1月16日生 | 1991年4月 金沢競馬場所属 騎手 1997年2月 有限会社伝統美術乃勇美洞 入社 2003年3月 株式会社ノムラ食品 入社 2004年1月 株式会社AOC 入社 2004年6月 株式会社アイテム 入社 2007年1月 株式会社アイテム 営業部長 就任 2010年10月 株式会社セントラルケアスタッフ 入社 2013年10月 当社 運営部長 就任 2015年4月 当社 取締役 就任 2015年7月 株式会社サンメディカルサポート 代表取締役 就任 2019年7月 当社 専務取締役 就任 2023年3月 当社 専務取締役運営本部長 就任 2024年6月 当社 常務取締役運営本部長 就任(現任) | (注)3 | 22,500 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|------------------|-------|-------------|---|------|--------------|
| 常務取締役 管理本部長 | 上野 英一 | 1953年7月21日生 | 1976年4月 株式会社北陸銀行 入行 1997年1月 同行 八尾支店長 就任 1999年6月 同行 東大阪支店長 就任 2002年4月 同行 黒部支店長 就任 2004年6月 同行 石川地区事業部副本部長兼金沢支店長 就任 2006年6月 同行 福井地区事業部副本部長兼福井支店長 就任 2008年6月 同行 常任監査役 就任 2009年6月 E I Z O株式会社 常勤監査役 就任 2016年6月 E I Z O株式会社 社外取締役(監査等委員) 就任 2018年7月 当社 社外取締役 就任 2018年10月 当社 監査役 就任 2019年7月 当社 取締役総務経理部長 就任 2022年6月 当社 常務取締役総務経理部長 就任 2023年4月 当社 常務取締役管理本部長 就任(現任) | (注)3 | 30,000 |
| 取締役 (常勤監査等委員) | 山本 英博 | 1958年1月26日生 | 1980年4月 株式会社北國銀行 入行 2001年1月 同行 七塚支店長 就任 2002年4月 同行 金石支店長 就任 2004年11月 同行 野々市エリア統括店長兼野々市支店長 就任 2007年6月 同行 高岡エリア統括店長兼高岡支店長 就任 2011年4月 同行 執行役員人事部長兼人材開発室長 就任 2013年6月 同行 取締役兼執行役員東京支店長 就任 2015年4月 同行 取締役兼執行役員経営管理部部長兼法務室長就任 2017年6月 同行 取締役 監査等委員 就任 2021年6月 北國総合リース株式会社 代表取締役社長 就任 2022年3月 株式会社北國フィナンシャルホールディングス 執行役員 就任 2023年6月 当社 社外取締役(常勤監査等委員) 就任(現任) | (注)4 | - |
| 取締役 (監査等委員) | 畠 善昭 | 1947年3月25日生 | 1969年4月 北方公認会計士事務所 入所 1974年9月 畠税理士事務所 設立 1979年8月 株式会社ケイビイシー 設立 取締役(現任) 1996年4月 畠行政書士事務所 設立 2000年3月 株式会社青山財産ネットワークス金沢(旧株式会社船井財産コンサルタンツ金沢) 設立 代表取締役(現任) 2007年6月 株式会社メディカコンサルティング 設立 監査役 2007年10月 税理士法人畠経営グループ(旧税理士法人畠税理士事務所) 設立 代表社員 2008年1月 株式会社畠ファイナンシャル・エージェンシー(旧株式会社畠&スターシップ会計社) 設立 代表取締役(現任) 2013年10月 税理士法人畠経営グループ(旧税理士法人畠税理士事務所) 会長 就任(現任) 2018年7月 当社 社外監査役 就任 2019年7月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) | (注)4 | - |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|----------------|-------|-------------|--|------|--------------|
| 取締役 (監査等委員) | 中西 一 | 1975年12月9日生 | 2001年4月 最高裁判所司法研修所 入所 2002年10月 金沢弁護士会登録 2002年10月 岡田進法律事務所 入所 2008年6月 高松機械工業株式会社 社外取締役 就任 (現任) 2014年1月 中西 一法律事務所 開設(現任) 2018年7月 当社 社外監査役 就任 2019年7月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任 (現任) 2021年10月 株式会社北國銀行 社外監査役 就任(現任) | (注)4 | - |
| 取締役 (監査等委員) | 中島 恵子 | 1973年9月9日生 | 2004年1月 辻・本郷税理士法人 入社 2005年7月 あいわ税理士法人 入社 2006年11月 東京税理士会 登録 2023年4月 中島恵子税理士事務所 開設(現任) 2023年5月 株式会社魚金 社外監査役 就任(現任) 2023年6月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任 (現任) | (注)4 | - |
| 計 | | | | | 19,480,500 |

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 畠善昭、中西 一、山本英博及び中島恵子の4名は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。議長 山本英博、委員 畠善昭、中西 一、中島恵子
3. 2024年6月27日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2023年6月28日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役社長苗代亮達の所有株式数は、同氏が代表を務める会社である株式会社杏が所有する株式数を含んでおります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であり、その全員が監査等委員であります。監査等委員である社外取締役は、幅広い経験と豊富な見識に基づき、客観的な視点で経営を監視し、経営の透明性を高める重要な役割を担っております。

社外取締役の畠善昭は、税理士としての高い専門的知見を活かし、また企業経営者としての経験や社外監査役として企業経営に関与されており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役の中西 一は、弁護士としての高い専門的知見を活かし、また他社の社外取締役及び社外監査役として企業経営に関与されており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役の山本英博は、金融機関役員としての業界経験を通じて金融分野に関する幅広い見識と実績を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役の中島恵子は、税理士としての高い専門的知見を活かし、また大手税理士法人のパートナーとして経営活動全般に関与された豊富な経験があり、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

当社は、東京証券取引所が規定する独立役員の要件に基づき、独立性を判断しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を、独立社外取締役候補者として選定しております。なお、社外取締役の畠善昭、中西 一、山本英博及び中島恵子のいずれも、当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、その全員が監査等委員であり、取締役会への出席等を通じ、会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、各監査と連携した監督機能を果たしております。

また、監査等委員と内部監査室は、定例連絡会を毎月開催して、内部監査室の監査計画や監査結果等の報告を受け、意見交換を行い、監査の実効性を高めております。

監査等委員会及び内部監査室と会計監査人の連携につきましては、緊密な連携を保ちつつ、監査等委員会は監査結果の報告を受けるだけでなく、期中においても必要な情報交換や意見交換を行い、内部監査室は内部監査の

年間計画、監査手続、監査結果の利用等について協議を行い、適時必要な情報交換や意見交換を行っております。

社外取締役は、必要に応じて直接・間接を問わず内部統制部門との連携を図り適切な監督機能及び監査機能の充実に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

監査等委員会は社外取締役4名の監査等委員により構成されており、監査等委員会規程に基づき、原則として毎月1回開催し、監査等委員会で策定した監査計画に基づいて、当社の業務全般について、計画的かつ網羅的な監査を実施しております。監査等委員会における主な共有・検討事項として、監査方針、監査計画などの監査にかかる基本事項の決議やその他重要事項についての報告、協議及び決議を行っております。また、内部統制システムの構築・運用の状況を監視及び検証し、内部監査室との実効的な連携及び会計監査人からの報告等を通じて、情報を共有しております。なお、監査等委員である畠善昭、中島恵子は、財務及び会計に関して相当程度の知見を有しており、また、監査等委員である中西一は、法務に関して相当程度の知見を有しております。常勤監査等委員の活動として、山本英博は、取締役会を含む重要会議への出席、事業所の往査、意見聴取等を行い、重点事項に関しては取締役会に報告を行っております。

毎月の定例監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちつつ、適時必要な情報交換や意見交換を行っております。

当事業年度において当社は監査等委員会を計13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については、次のとおりです。

| 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|-------|------|------|
| 田中 誠一 | 3回 | 3回 |
| 山本 英博 | 10回 | 10回 |
| 畠 善昭 | 13回 | 13回 |
| 中西 一 | 13回 | 13回 |
| 中島 恵子 | 10回 | 10回 |

(注) 1. 田中誠一は、2023年6月28日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任するまでの出席状況を記載しております。

2. 山本英博、中島恵子は、2023年6月28日開催の第18期定時株主総会において選任され就任した後の出席状況を記載しております。

また、当事業年度におけるその他の活動状況は以下のとおりです。

- ・監査報告書案の承認
- ・社内取締役や本社部門長との意見交換
- ・各施設の実地調査
- ・会計監査人からの監査・四半期レビューの定例報告と連携
- ・内部監査のレビューと連携
- ・重要会議（経営会議等）への出席
- ・その他報告と意見交換

なお、常勤監査等委員は、上記活動の他、監査等委員会の報告書作成、委員会の調整、実地調査の段取り・資料作成、各種打ち合わせへの出席等を行っております。

内部監査の状況

当社は、内部監査室を設置しており、内部監査室長1名を含め3名が担当しております。内部監査計画に基づく監査を行うとともに、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。内部監査担当は、効果的かつ効率的な監査のため、内部監査の状況等について、随時、監査等委員及び会計監査人と連携しております。

なお、内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係につきましては、「(2) 役員状況 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおりです。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

5年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 公認会計士 大枝 和之
業務執行社員 公認会計士 石橋 智己

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 8 名、その他 8 名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案し、選定を行っております。当社は、有限責任監査法人トーマツが当社の会計監査を適切かつ妥当に行う体制を備えていると評価し、会計監査人として選定しております。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定しております。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任することとしております。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告することとしております。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して毎年評価を行っております。この評価については、公益社団法人日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に沿って実施しており、会計監査人から、監査計画、監査体制、独立性、法令遵守の状況品質レビュー結果報告等を受け、会計監査人の監査活動状況の評価を踏まえ、監査等委員会として会計監査人の職務に問題はないと判断し、有限責任監査法人トーマツの再任を決議しました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

| 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|
| 監査証明業務に基づく報酬 (百万円) | 非監査業務に基づく報酬 (百万円) | 監査証明業務に基づく報酬 (百万円) | 非監査業務に基づく報酬 (百万円) |
| 26 | 2 | 26 | - |

(注) 非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士と同一のネットワークに対する報酬 (a . を除く)

| 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|
| 監査証明業務に基づく報酬 (百万円) | 非監査業務に基づく報酬 (百万円) | 監査証明業務に基づく報酬 (百万円) | 非監査業務に基づく報酬 (百万円) |
| - | 3 | - | 5 |

(注) 非監査業務の内容は、デロイト トーマツ税理士法人が提供する税務コンプライアンス業務及び税務コンサルティング業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

d．監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査時間、提出会社の規模及び業務の特性等を総合的に勘案することにより決定しております。

e．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、「役員規程」及び「役員報酬制度の基本方針」において取締役の報酬制度を定め、これに基づき報酬額を決定しております。また、監査等委員でない取締役の報酬決定に関する手続きにおいて、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させるため、社外取締役4名と代表取締役社長で構成される指名報酬諮問委員会を設置し、取締役報酬等に関する決定方針の策定と個人別の報酬等の内容、配分を審議し、取締役会へ答申しております。

具体的な取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定方法は、以下のとおりです。

(a) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び報酬の構成

当社は、2024年5月9日開催の指名報酬諮問委員会において、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と、役員報酬を基本報酬と業績連動報酬により構成することを決議し、同日開催の取締役会へ答申しております。

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、企業価値の持続的な向上を図る責務があることをより一層明確にし、業績向上へのインセンティブを高めるため、固定報酬としての基本報酬に加え、株主利益と連動した報酬体系とするべく、短期のインセンティブプランとして業績連動報酬を導入しております。なお、基本報酬と業績連動報酬の総額の比率は70：30を目途としております。

監査等委員である取締役の報酬については、その職務に鑑み、業績連動報酬等の導入による監督機能への支障が生じることを避けるため、基本報酬のみで構成されております。

(b) 監査等委員でない取締役の個人別の基本報酬（金銭報酬）の決定に関する方針

当社の監査等委員でない取締役の基本報酬は、月例固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準や当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

(c) 監査等委員でない取締役の個人別の業績連動報酬（短期インセンティブ）の額又は算定方法に関する方針

業績向上への意欲を高め、各事業年度の成果を適切に反映するために、前期の税引前当期利益を翌期の業績連動報酬の指標としております。業績連動報酬の額の算定方法は、税引前当期利益の1～3%且つ50百万円を上限として各取締役の前年度の業績に応じた5段階評価（S～D）を基に算出した業績連動報酬額とし、12分割した金額を、個人別基本報酬（b）に加えて毎月支給することとしております。

ただし、新任取締役は、今年度の期待される業績に応じた評価とすることとしております。また、短期の業績のみならず中長期的な企業価値最大化に向けたサステナビリティへの取り組みのインセンティブとなるよう、「ESGへの取り組み」も評価の対象とすることとしております。

業績連動報酬 = 税引前当期利益 × 1～3%（上限50百万円） × 各取締役の評価率 × 個人別基本報酬 ÷ 基本報酬総額

(d) 取締役の報酬の限度額に関する株主総会の決議年月日

2019年6月25日開催の定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額200,000千円（ただし、使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議されております。

なお、決議時点の監査等委員でない取締役の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

なお、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の決定に際し従った方針は次のとおりです。

（ご参考）

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、「役員規程」及び「役員報酬制度の基本方針」において取締役の報酬制度を定め、これに基づき報酬額を決定しております。また、監査等委員でない取締役の報酬決定に関する手続きにおいて、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させるため、社外取締役4名と代表取締役社長で構成される指名報酬諮問委員会を設置し、取締役報酬等に関する決定方針の策定と個人別の報酬等の内容、配分を審議し、取締役会へ答申しております。

具体的な取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定方法は、以下のとおりです。

(a) 監査等委員でない取締役の報酬

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、2019年6月25日開催の定時株主総会において決定された年額200,000千円（ただし、使用人分給与は含まない）の報酬枠の範囲内で、指名報酬諮問委員会において報酬案を決定し、取締役会で決議しております。なお、当社は役員賞与を含め、直接的な業績連動報酬等を支給しておりませんが、監査等委員でない取締役の基本報酬は、その役割と責務に相応しい水準に配慮しつつ、前事業年度の担当部門の業績達成度合いに応じた変動的な年俸制を採用しております。

なお、決議時点の監査等委員でない取締役の員数は5名であります。

(b) 監査等委員である取締役の報酬

当社の監査等委員である取締役（社外取締役を含む。）の報酬は、2019年6月25日開催の定時株主総会において承認された年額30,000千円の報酬枠の範囲内で監査等委員の協議に基づき決定しており、その役割と独立性の観点から基本報酬のみで構成しております。

なお、決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | | 対象となる役員 の員数 (名) |
|----------------------|-----------------|-----------------|--------|-------|------------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬 | 退職慰労金 | 左記のうち、 非金銭報酬等 | |
| 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） | 102 | 102 | - | - | - | 5 |
| 社外取締役（監査等委員を除く） | - | - | - | - | - | - |
| 社外取締役（監査等委員） | 12 | 12 | - | - | - | 5 |

- (注) 1. 上記の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）には、2023年6月28日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記の社外取締役（監査等委員）には、2023年6月28日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

なお、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の決定に際し従った方針は次のとおりです。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
報酬等の総額が1億円以上である者が存在していないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は投資株式を保有していないため、投資株式の区分の基準及び考え方は定めておりません。株式を保有する際には、取締役会において、その保有目的の合理性及び経済合理性等を総合的に勘案し、保有の可否を判断する方針としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。なお、比較を容易にするため、前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に迅速に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへの参加及び刊行物の定期購読等を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2023年3月31日) | 当事業年度 (2024年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 2,610 | 3,307 |
| 売掛金 | 2,677 | 3,987 |
| 商品 | 2 | 2 |
| 仕掛品 | 1 | 1 |
| 貯蔵品 | 10 | 9 |
| 前渡金 | 54 | 53 |
| 前払費用 | 60 | 130 |
| その他 | 8 | 13 |
| 貸倒引当金 | 0 | 1 |
| 流動資産合計 | 5,425 | 7,504 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物(純額) | 1,219,949 | 1,244,400 |
| 構築物(純額) | 1,258 | 1,2138 |
| 機械及び装置(純額) | - | 118 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 1256 | 1512 |
| 土地 | 2882 | 2882 |
| リース資産(純額) | 18,695 | 113,071 |
| 建設仮勘定 | 943 | 3,425 |
| 有形固定資産合計 | 12,785 | 22,448 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 8 | 4 |
| その他 | 2 | 5 |
| 無形固定資産合計 | 11 | 9 |
| 投資その他の資産 | | |
| 出資金 | 0 | 0 |
| 長期貸付金 | 50 | 48 |
| 破産更生債権等 | 1 | 1 |
| 長期前払費用 | 107 | 362 |
| 繰延税金資産 | 389 | 532 |
| その他 | 442 | 611 |
| 貸倒引当金 | 1 | 1 |
| 投資その他の資産合計 | 989 | 1,556 |
| 固定資産合計 | 13,786 | 24,014 |
| 資産合計 | 19,211 | 31,518 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2023年3月31日) | 当事業年度 (2024年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 87 | 118 |
| 短期借入金 | 2,370 | 2,340 |
| 1年内償還予定の社債 | 231 | 215 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 2161 | 2496 |
| リース債務 | 169 | 250 |
| 未払金 | 833 | 1,262 |
| 未払費用 | 230 | 448 |
| 未払法人税等 | 402 | 790 |
| 前受金 | 3 | 1 |
| 預り金 | 15 | 143 |
| 前受収益 | 5 | 6 |
| 賞与引当金 | 592 | 795 |
| その他 | 8 | 0 |
| 流動負債合計 | 3,240 | 7,729 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 275 | 260 |
| 長期借入金 | 2,1265 | 2,2540 |
| リース債務 | 8,794 | 13,344 |
| 退職給付引当金 | 126 | 175 |
| 資産除去債務 | 181 | 301 |
| その他 | 157 | 222 |
| 固定負債合計 | 10,600 | 16,645 |
| 負債合計 | 13,840 | 24,375 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 35 | 35 |
| 資本剰余金 | | |
| その他資本剰余金 | 4,023 | 4,062 |
| 資本剰余金合計 | 4,023 | 4,062 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 8 | 8 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 1,308 | 3,030 |
| 利益剰余金合計 | 1,317 | 3,039 |
| 自己株式 | 9 | 8 |
| 株主資本合計 | 5,366 | 7,127 |
| 新株予約権 | 3 | 15 |
| 純資産合計 | 5,370 | 7,143 |
| 負債純資産合計 | 19,211 | 31,518 |

【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 1 13,716 | 1 21,360 |
| 売上原価 | 9,971 | 14,938 |
| 売上総利益 | 3,745 | 6,422 |
| 販売費及び一般管理費 | 2, 3 2,311 | 2, 3 2,931 |
| 営業利益 | 1,434 | 3,490 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 0 | 0 |
| 補助金収入 | 58 | 68 |
| 助成金収入 | 34 | 13 |
| 保険金収入 | 4 | 3 |
| その他 | 12 | 19 |
| 営業外収益合計 | 110 | 105 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 372 | 635 |
| その他 | 31 | 21 |
| 営業外費用合計 | 403 | 657 |
| 経常利益 | 1,140 | 2,938 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 4 6 | 4 0 |
| 災害による損失 | - | 5 16 |
| その他 | 0 | - |
| 特別損失合計 | 6 | 17 |
| 税引前当期純利益 | 1,134 | 2,921 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 481 | 1,031 |
| 法人税等調整額 | 131 | 143 |
| 法人税等合計 | 350 | 888 |
| 当期純利益 | 784 | 2,032 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | |
|--------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| 材料費 | | 867 | 8.7 | 1,145 | 7.7 |
| 労務費 | 1 | 7,289 | 73.1 | 11,200 | 75.0 |
| 経費 | 2 | 1,814 | 18.2 | 2,592 | 17.4 |
| 当期売上原価 | | 9,971 | 100.0 | 14,938 | 100.0 |

(注) 1 労務費の主な内訳は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|----------|--|--|
| 給料及び手当 | 5,292百万円 | 8,275百万円 |
| 法定福利費 | 942 | 1,477 |
| 賞与引当金繰入額 | 562 | 756 |
| 賞与 | 447 | 625 |

2 経費の主な内訳は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|-------|--|--|
| 減価償却費 | 466百万円 | 776百万円 |
| 消耗品費 | 424 | 461 |
| 地代家賃 | 300 | 435 |
| 水道光熱費 | 251 | 332 |
| 業務委託費 | 235 | 390 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------|------|----------|---------|-------|---------------------|---------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | |
| | | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 35 | 102 | 102 | 8 | 738 | 747 | 20 | 864 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | 214 | 214 | | 214 |
| 当期純利益 | | | | | 784 | 784 | | 784 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | 0 | 0 |
| 自己株式の処分 | | 3,921 | 3,921 | | | | 11 | 3,933 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | 3,921 | 3,921 | - | 569 | 569 | 10 | 4,502 |
| 当期末残高 | 35 | 4,023 | 4,023 | 8 | 1,308 | 1,317 | 9 | 5,366 |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|-------|-------|
| 当期首残高 | - | 864 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | | 214 |
| 当期純利益 | | 784 |
| 自己株式の取得 | | 0 |
| 自己株式の処分 | | 3,933 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 3 | 3 |
| 当期変動額合計 | 3 | 4,506 |
| 当期末残高 | 3 | 5,370 |

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
|---------------------|------|----------|---------|-------|----------|---------|---|-------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | | |
| | | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| 当期首残高 | 35 | 4,023 | 4,023 | 8 | 1,308 | 1,317 | 9 | 5,366 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | 310 | 310 | | 310 | |
| 当期純利益 | | | | | 2,032 | 2,032 | | 2,032 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | - | - | |
| 自己株式の処分 | | 38 | 38 | | | | 0 | 39 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | 38 | 38 | - | 1,721 | 1,721 | 0 | 1,760 | |
| 当期末残高 | 35 | 4,062 | 4,062 | 8 | 3,030 | 3,039 | 8 | 7,127 | |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|-------|-------|
| 当期首残高 | 3 | 5,370 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | | 310 |
| 当期純利益 | | 2,032 |
| 自己株式の取得 | | - |
| 自己株式の処分 | | 39 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 11 | 11 |
| 当期変動額合計 | 11 | 1,772 |
| 当期末残高 | 15 | 7,143 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 1,134 | 2,921 |
| 減価償却費 | 493 | 797 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 232 | 203 |
| 退職給付引当金の増減額(は減少) | 31 | 49 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 0 | 0 |
| 受取利息及び受取配当金 | 0 | 0 |
| 支払利息 | 372 | 635 |
| 補助金収入 | 58 | 68 |
| 助成金収入 | 34 | 13 |
| 有形固定資産除売却損益(は益) | 6 | 0 |
| 災害による損失 | - | 16 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 1,060 | 1,310 |
| 棚卸資産の増減額(は増加) | 15 | 0 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 18 | 30 |
| 未払金及び未払費用の増減額(は減少) | 374 | 607 |
| その他 | 48 | 95 |
| 小計 | 1,574 | 3,774 |
| 利息及び配当金の受取額 | 0 | 0 |
| 利息の支払額 | 357 | 644 |
| 補助金の受取額 | 58 | 68 |
| 助成金の受取額 | 34 | 13 |
| 災害による損失の支払額 | - | 10 |
| 法人税等の支払額 | 169 | 643 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 1,140 | 2,557 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 1,881 | 5,489 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 0 | 3 |
| 敷金の差入による支出 | 174 | 171 |
| その他 | 15 | 2 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 2,041 | 5,662 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額(は減少) | 840 | 2,700 |
| 長期借入れによる収入 | 610 | 1,900 |
| 長期借入金の返済による支出 | 615 | 289 |
| 社債の償還による支出 | 31 | 31 |
| 配当金の支払額 | 214 | 310 |
| リース債務の返済による支出 | 106 | 171 |
| 自己株式の処分による収入 | 3,933 | 39 |
| その他 | 40 | 36 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 2,696 | 3,801 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 1,795 | 696 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 814 | 2,610 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1 2,610 | 1 3,307 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物 | 2～39年 |
| 機械及び装置 | 17年 |
| 構築物 | 10～20年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～10年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---------------|------------------|
| ソフトウェア（自社利用分） | 5年（社内における利用可能期間） |
| その他 | 15年 |

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上していません。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社では、老人福祉法、介護保険法、健康保険法及び障害者総合支援法に基づく必要な許認可等を取得したうえで、利用者の身体の状態や環境に合わせて介護及び看護サービスを提供しております。当社は利用者とのサービス契約書および「訪問介護計画」や「訪問看護計画」に基づき、利用者に対して各種介護及び看護サービスの履行義務を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり利用者が便益を享受し充足される履行義務であることから、当該履行義務が充足される期間において、介護保険法令に定める金額及び医療保険の診療報酬に準じた金額に基づき収益を認識しています。

また、当社は利用者との間の介護施設利用契約に基づき、居室及び食事等を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり利用者が便益を享受し充足される履行義務であることから、当該履行義務が充足される期間において、介護施設利用契約書に記載された金額に基づき収益を認識しています。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点である各月末時点から概ね2か月以内に支払を受けております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は長期前払費用に計上し、5年間にわたり償却を行っております。

(貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2023年3月31日) | 当事業年度 (2024年3月31日) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,546百万円 | 2,284百万円 |

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2023年3月31日) | 当事業年度 (2024年3月31日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 1,231百万円 | 2,941百万円 |
| 構築物 | 32 | 83 |
| 土地 | 705 | 705 |
| 計 | 1,969 | 3,730 |

担保付債務は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2023年3月31日) | 当事業年度 (2024年3月31日) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 短期借入金 | 600百万円 | - 百万円 |
| 長期借入金(1年以内返済予定額を含む) | 732 | 2,470 |
| 社債(1年以内償還予定額を含む) | 90 | 75 |
| 計 | 1,422 | 2,545 |

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2023年3月31日) | 当事業年度 (2024年3月31日) |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 当座貸越極度額及びコミットメント契約の総額 | 3,500百万円 | 7,300百万円 |
| 借入実行残高 | - | 3,300 |
| 差引額 | 3,500 | 4,000 |

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度8.2%、当事業年度7.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度91.8%、当事業年度92.2%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|----------|--|--|
| 給料及び手当 | 659百万円 | 893百万円 |
| 賞与引当金繰入額 | 29 | 39 |
| 退職給付費用 | 4 | 6 |
| 減価償却費 | 26 | 21 |
| 採用費 | 440 | 490 |
| 租税公課 | 247 | 343 |

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|--|--|--|
| | 20百万円 | 21百万円 |

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 建物 | 6百万円 | 0百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 0 | 0 |
| 計 | 6 | 0 |

5 災害による損失は、令和6年能登半島地震によるもので、主として被災地の復旧への義援金であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (注)3. | 11,740,000 | - | - | 11,740,000 |
| 合計 | 11,740,000 | - | - | 11,740,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 (注)1.2.3 | 4,000,000 | 116 | 2,221,200 | 1,778,916 |
| 合計 | 4,000,000 | 116 | 2,221,200 | 1,778,916 |

(注)1. 普通株式の自己株式の減少数の主な内訳は、次のとおりです。

有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による減少 1,761,000株

有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売り出しに関連した第三者割当)による減少 440,200株

新株予約権の権利行使による減少 20,000株

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加116株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(百万円) |
|------|---------------------|------------------|--------------------|---------|---------|--------|---------------|
| | | | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 | |
| 提出会社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | 3 |
| 合計 | | | - | - | - | - | 3 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 2022年6月15日取締役会 | 普通株式 | 85 | 11 | 2022年3月31日 | 2022年6月17日 |
| 2022年11月8日取締役会 | 普通株式 | 129 | 13 | 2022年9月30日 | 2022年12月9日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------|-------|-------------|-------|-------------|------------|------------|
| 2023年5月9日取締役会 | 普通株式 | 129 | 利益剰余金 | 13 | 2023年3月31日 | 2023年6月14日 |

(注)2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首株式数（株） | 当事業年度増加株式数（株） | 当事業年度減少株式数（株） | 当事業年度末株式数（株） |
|---------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 11,740,000 | 23,480,000 | - | 35,220,000 |
| 合計 | 11,740,000 | 23,480,000 | - | 35,220,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式（注） | 1,778,916 | 3,557,832 | 362,100 | 4,974,648 |
| 合計 | 1,778,916 | 3,557,832 | 362,100 | 4,974,648 |

- （注）1. 当社は2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
2. 普通株式の発行済株式総数の増加23,480,000株は、株式分割によるものであります。
3. 普通株式の自己株式数の増加3,557,832株は、株式分割によるものであります。
4. 普通株式の自己株式数の減少362,100株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少3,000株、新株予約権の権利行使による減少359,100株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | | | 当事業年度末残高（百万円） |
|------|---------------------|------------------|--------------------|---------|---------|--------|---------------|
| | | | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 | |
| 提出会社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | 15 | |
| | 合計 | | - | - | - | 15 | |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| （決議） | 株式の種類 | 配当金の総額（百万円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 2023年5月9日取締役会（注） | 普通株式 | 129 | 13 | 2023年3月31日 | 2023年6月14日 |
| 2023年11月10日取締役会 | 普通株式 | 181 | 6 | 2023年9月30日 | 2023年12月8日 |

- （注）2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| （決議） | 株式の種類 | 配当金の総額（百万円） | 配当の原資 | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------|-------|-------------|-------|-------------|------------|------------|
| 2024年5月9日取締役会 | 普通株式 | 241 | 利益剰余金 | 8 | 2024年3月31日 | 2024年6月12日 |

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 現金及び預金勘定 | 2,610百万円 | 3,307百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 2,610 | 3,307 |

2 重要な非資金取引の内容

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|-------------------------|--|--|
| ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額 | 5,576百万円 | 4,804百万円 |

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、介護事業における有料老人ホーム施設及び当該施設等で使用する送迎用車両や備品であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2023年3月31日) | 当事業年度 (2024年3月31日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 1年内 | 180 | 253 |
| 1年超 | 4,690 | 6,757 |
| 合計 | 4,870 | 7,011 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、営業に係る運転資金につきましては銀行借入により調達しており、新規施設の開設等に係る設備投資資金につきましては社債、銀行借入及びリース取引により調達しております。資金運用につきましては、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、デリバティブの利用もなく、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、主として国民健康保険団体連合会等の公的機関に対する債権であるためリスクは僅少であります。その他の売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社の債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びリース債務は、主に短期的な運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後34年であります。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2023年3月31日)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|-----------|-------------------|---------|---------|
| 社債(*3) | 106 | 104 | 1 |
| 長期借入金(*4) | 1,426 | 1,424 | 2 |
| リース債務(*5) | 8,963 | 8,726 | 236 |
| 負債計 | 10,495 | 10,255 | 240 |

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)「売掛金、買掛金、未払金、短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3)1年内償還予定の社債は、社債に含めております。

(*4)1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(*5)リース債務は流動負債に計上されるリース債務と固定負債に計上されるリース債務の合計であります。

当事業年度（2024年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 （百万円） | 時価（百万円） | 差額（百万円） |
|-----------|-------------------|---------|---------|
| 社債(*3) | 75 | 73 | 1 |
| 長期借入金(*4) | 3,037 | 3,035 | 1 |
| リース債務(*5) | 13,594 | 12,711 | 882 |
| 負債計 | 16,706 | 15,820 | 886 |

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)「売掛金、買掛金、未払金、短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3)1年内償還予定の社債は、社債に含めております。

(*4)1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(*5)リース債務は流動負債に計上されるリース債務と固定負債に計上されるリース債務の合計であります。

（注1）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年3月31日）

| | 1年以内 （百万円） | 1年超 5年以内 （百万円） | 5年超 10年以内 （百万円） | 10年超 （百万円） |
|--------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金 | 2,610 | - | - | - |
| 売掛金 | 2,677 | - | - | - |
| 合計 | 5,288 | - | - | - |

当事業年度（2024年3月31日）

| | 1年以内 （百万円） | 1年超 5年以内 （百万円） | 5年超 10年以内 （百万円） | 10年超 （百万円） |
|--------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金 | 3,307 | - | - | - |
| 売掛金 | 3,987 | - | - | - |
| 合計 | 7,294 | - | - | - |

（注2）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2023年3月31日）

| | 1年以内 （百万円） | 1年超 2年以内 （百万円） | 2年超 3年以内 （百万円） | 3年超 4年以内 （百万円） | 4年超 5年以内 （百万円） | 5年超 （百万円） |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 短期借入金 | 700 | - | - | - | - | - |
| 長期借入金 | 161 | 225 | 125 | 125 | 111 | 678 |
| 社債 | 31 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| リース債務 | 169 | 189 | 185 | 184 | 183 | 8,051 |
| 合計 | 1,061 | 429 | 325 | 324 | 309 | 8,744 |

当事業年度（2024年3月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 短期借入金 | 3,400 | - | - | - | - | - |
| 長期借入金 | 496 | 396 | 396 | 382 | 380 | 985 |
| 社債 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | - |
| リース債務 | 250 | 266 | 269 | 273 | 282 | 12,252 |
| 合計 | 4,162 | 677 | 681 | 671 | 677 | 13,237 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|-------|---------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 社債 | - | 104 | - | 104 |
| 長期借入金 | - | 1,424 | - | 1,424 |
| リース債務 | - | 8,726 | - | 8,726 |
| 負債計 | - | 10,255 | - | 10,255 |

当事業年度（2024年3月31日）

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|-------|---------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 社債 | - | 73 | - | 73 |
| 長期借入金 | - | 3,035 | - | 3,035 |
| リース債務 | - | 12,711 | - | 12,711 |
| 負債計 | - | 15,820 | - | 15,820 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 退職給付債務の期首残高 | 101百万円 | 133百万円 |
| 勤務費用 | 32 | 49 |
| 利息費用 | 0 | 0 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1 | 1 |
| 退職給付の支払額 | 2 | 1 |
| 退職給付債務の期末残高 | 133 | 182 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | 前事業年度 (2023年3月31日) | 当事業年度 (2024年3月31日) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 133百万円 | 182百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 7 | 7 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 126 | 175 |
| 退職給付引当金 | 126 | 175 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 126 | 175 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 勤務費用 | 32百万円 | 49百万円 |
| 利息費用 | 0 | 0 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 1 | 1 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 34 | 51 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|-----|--|--|
| 割引率 | 0.3% | 0.3% |

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|-------------------|--|--|
| 販売費及び一般管理費の株式報酬費用 | 3 | 11 |

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|-----------------------|--|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 4名 当社従業員 14名 | 当社従業員 1名 |
| 株式の種類別ストック・オプションの数(注) | 普通株式 600,000株 | 普通株式 30,000株 |
| 付与日 | 2021年3月26日 | 2021年7月21日 |
| 権利確定条件 | 付与日以降(2021年3月26日)以降、 権利確定日(2023年3月26日)まで継続して勤務していること。 | 付与日以降(2021年7月21日)以降、 権利確定日(2023年7月15日)まで継続して勤務していること。 |
| 対象勤務期間 | 自2021年3月26日 至2023年3月26日 | 自2021年7月21日 至2023年7月15日 |
| 権利行使期間 | 自2023年3月27日 至2031年3月15日 | 自2023年7月16日 至2031年7月15日 |

| | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|-----------------------|---|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 1名 | 当社従業員 1名 |
| 株式の種類別ストック・オプションの数(注) | 普通株式 30,000株 | 普通株式 30,000株 |
| 付与日 | 2021年11月1日 | 2021年11月30日 |
| 権利確定条件 | 付与日以降(2021年11月1日)以降、 権利確定日(2023年10月15日)まで継続して勤務していること。 | 付与日以降(2021年11月30日)以降、 権利確定日(2023年11月16日)まで継続して勤務していること。 |
| 対象勤務期間 | 自2021年11月1日 至2023年10月15日 | 自2021年11月30日 至2023年11月16日 |
| 権利行使期間 | 自2023年10月16日 至2031年10月15日 | 自2023年11月17日 至2031年11月16日 |

| | 第5回新株予約権 |
|-----------------------|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 3名 |
| 株式の種類別ストック・オプションの数(注) | 普通株式 39,000株 |
| 付与日 | 2022年12月7日 |
| 権利確定条件 | 付与日以降(2022年12月7日)以降、 権利確定日(2024年11月16日)まで継続して勤務していること。 |
| 対象勤務期間 | 自2022年12月7日 至2024年11月15日 |
| 権利行使期間 | 自2024年11月16日 至2032年11月15日 |

(注) 2022年2月15日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2023年4月1日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 権利確定前 (株) | | | | | |
| 前事業年度末 | - | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 39,000 |
| 付与 | - | - | - | - | - |
| 失効 | - | - | - | - | - |
| 権利確定 | - | 30,000 | 30,000 | 30,000 | - |
| 未確定残 | - | - | - | - | 39,000 |
| 権利確定後 (株) | | | | | |
| 前事業年度末 | 510,000 | - | - | - | - |
| 権利確定 | - | 30,000 | 30,000 | 30,000 | - |
| 権利行使 | 299,700 | 19,800 | 19,800 | 19,800 | - |
| 失効 | - | - | - | - | - |
| 未行使残 | 210,300 | 10,200 | 10,200 | 10,200 | - |

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2022年2月15日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2023年4月1日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載していません。

単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|-------------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 73 | 130 | 130 | 130 | 2,589 |
| 行使時平均株価 (円) | 3,250 | 2,682 | 2,803 | 2,523 | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - | - | ア:1,163 イ:1,206 ウ:1,247 |

- (注) 1. 行使時平均株価は、行使時の月中平均株価であります。
2. 第5回新株予約権については段階的行使条件が設定されていることから、当該条件に合わせて予想残存期間の異なる3種類の公正な評価単価を記載しております。
3. 株式数に換算して記載しております。なお、2022年2月15日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2023年4月1日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載していません。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映される方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 641百万円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
1,080百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2023年3月31日) | 当事業年度 (2024年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 203百万円 | 273百万円 |
| 未払社会保険料 | 32 | 43 |
| 未払事業税 | 38 | 58 |
| 退職給付引当金 | 43 | 60 |
| リース債務 | 48 | 44 |
| 資産除去債務 | 62 | 103 |
| 減損損失 | 42 | 40 |
| その他 | 17 | 42 |
| 繰延税金資産小計 | 488 | 666 |
| 評価性引当額 | 15 | 16 |
| 繰延税金資産合計 | 473 | 650 |
| 繰延税金負債 | | |
| リース資産 | 41 | 37 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 41 | 79 |
| その他 | 0 | 0 |
| 繰延税金負債合計 | 83 | 117 |
| 繰延税金資産の純額 | 389 | 532 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2023年3月31日) | 当事業年度 (2024年3月31日) |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | 34.3% | 34.3% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.0 | 0.2 |
| 住民税均等割 | 3.5 | 1.8 |
| 所得拡大促進税制等による税額控除 | 6.8 | 5.9 |
| 試験研究費の税額控除 | 0.3 | 0.1 |
| その他 | 0.1 | 0.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 30.9 | 30.4 |

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

有料老人ホーム施設及びデイサービス施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物等の耐用年数等と同様として見積り、割引率は耐用年数等に応じた年数の国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 期首残高 | 170百万円 | 181百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 9 | 118 |
| 時の経過による調整額 | 1 | 2 |
| 期末残高 | 181 | 301 |

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

| | サービス区分 | | | | | | 合計 |
|-------------------|--------|-------------|-------------|------------|------------|----------------|--------|
| | PDハウス | 医療特化型 住宅 | グループ ホーム | デイ サービス | 福祉用具事 業 | 加圧トレー ニング事業 | |
| 北海道 | 1,286 | - | - | - | - | - | 1,286 |
| 関東 | 3,189 | - | - | - | - | - | 3,189 |
| 北陸 | 1,602 | 2,570 | 162 | 378 | 94 | 37 | 4,845 |
| 関西 | 2,352 | - | - | - | - | - | 2,352 |
| 九州 | 1,682 | - | - | - | - | - | 1,682 |
| 顧客との契約から 生じる収益 | 10,113 | 2,570 | 162 | 378 | 94 | 37 | 13,357 |
| その他の収益 | - | - | - | - | 359 | - | 359 |
| 外部顧客への売上 高 | 10,113 | 2,570 | 162 | 378 | 453 | 37 | 13,716 |

(注)「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

| | サービス区分 | | | | | | 合計 |
|-------------------|--------|-------------|-------------|------------|------------|----------------|--------|
| | PDハウス | 医療特化型 住宅 | グループ ホーム | デイ サービス | 福祉用具事 業 | 加圧トレー ニング事業 | |
| 北海道 | 2,032 | - | - | - | - | - | 2,032 |
| 関東 | 7,131 | - | - | - | - | - | 7,131 |
| 北陸 | 3,325 | 1,893 | 167 | 433 | 92 | 32 | 5,945 |
| 関西 | 3,980 | - | - | - | - | - | 3,980 |
| 九州 | 1,889 | - | - | - | - | - | 1,889 |
| 顧客との契約から 生じる収益 | 18,358 | 1,893 | 167 | 433 | 92 | 32 | 20,978 |
| その他の収益 | - | - | - | - | 382 | - | 382 |
| 外部顧客への売上 高 | 18,358 | 1,893 | 167 | 433 | 475 | 32 | 21,360 |

(注)「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計

上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 百万円)

| | PDハウス | 医療特化型 住宅 | グループ ホーム | デイサービ ス | 福祉用具事 業 | 加圧トレー ニング事業 | 合計 |
|-----------|--------|-------------|-------------|------------|------------|----------------|--------|
| 外部顧客への売上高 | 10,113 | 2,570 | 162 | 378 | 453 | 37 | 13,716 |

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 百万円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 |
|----------------|-------|
| 石川県国民健康保険団体連合会 | 3,261 |
| 大阪府国民健康保険団体連合会 | 1,905 |
| 福岡県国民健康保険団体連合会 | 1,433 |

(注) 当社は、介護事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載は省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 百万円)

| | PDハウス | 医療特化型 住宅 | グループ ホーム | デイサービ ス | 福祉用具事 業 | 加圧トレー ニング事業 | 合計 |
|-----------|--------|-------------|-------------|------------|------------|----------------|--------|
| 外部顧客への売上高 | 18,358 | 1,893 | 167 | 433 | 475 | 32 | 21,360 |

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 |
|----------------|-------|
| 石川県国民健康保険団体連合会 | 3,705 |
| 大阪府国民健康保険団体連合会 | 3,254 |
| 東京都国民健康保険団体連合会 | 2,526 |

(注) 当社は、介護事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載は省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|-------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 179.72円 | 236.18円 |
| 1株当たり当期純利益 | 27.85円 | 67.40円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 27.29円 | 66.87円 |

(注) 1. 当社は、2022年6月27日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から前事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|---|--|--|
| 1株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益(百万円) | 784 | 2,032 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(百万円) | 784 | 2,032 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 28,145,213 | 30,153,579 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益調整額(百万円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) | 576,256 | 237,275 |
| (うち新株予約権(株)) | (576,256) | (237,275) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 新株予約権1種類 (新株予約権の数130個 普通株式 39,000株) なお、概要は「第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載の通りで あります。 | - |

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (2023年3月31日) | 当事業年度 (2024年3月31日) |
|------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部の合計額(百万円) | 5,370 | 7,143 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円) | - | - |
| 普通株式に係る期末の純資産額(百万円) | 5,370 | 7,143 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数(株) | 29,883,252 | 30,245,352 |

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

| 区分 | 資産の種類 | 当期首残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (百万円) | 当期償却額 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 減価償却累計 額(百万円) |
|--------|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| 有形固定資産 | 建物 | 1,949 | 2,622 | - | 170 | 4,400 | 869 |
| | 構築物 | 58 | 90 | - | 9 | 138 | 33 |
| | 機械及び装置 | - | 18 | - | 0 | 18 | 0 |
| | 工具、器具及び備品 | 256 | 447 | 3 | 188 | 512 | 454 |
| | 土地 | 882 | - | - | - | 882 | - |
| | リース資産 | 8,695 | 4,806 | - | 430 | 13,071 | 925 |
| | 建設仮勘定 | 943 | 4,469 | 1,988 | - | 3,425 | - |
| | 計 | 12,785 | 12,454 | 1,991 | 800 | 22,448 | 2,284 |
| 無形固定資産 | ソフトウェア | 8 | 0 | - | 4 | 4 | 24 |
| | その他 | 2 | 2 | - | 0 | 5 | 1 |
| | 計 | 11 | 3 | - | 4 | 9 | 25 |

(注) 1. 当期増加額の主なもの、新規出店にかかる建物、リース資産、工具、器具及び備品、翌期新規開設にかか
る建設仮勘定であります。

2. 上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれています。

【社債明細表】

| 銘柄 | 発行年月日 | 当期首残高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 利率(%) | 担保 | 償還期限 |
|---|------------|----------------|----------------|-------|----|-------------|
| 株式会社サンウェルズ第1回無 担保社債(株式会社みずほ銀行 保証付及び適格機関投資家限 定) | 2019年1月25日 | 16 (16) | - (-) | 0.22 | なし | 2023年12月29日 |
| 株式会社サンウェルズ第2回無 担保社債(株式会社みずほ銀行 保証付及び適格機関投資家限 定) | 2019年3月29日 | 90 (15) | 75 (15) | 0.26 | あり | 2029年3月30日 |
| 合計 | - | 106 (31) | 75 (15) | - | - | - |

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償還予定であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

| 1年以内 (百万円) | 1年超2年以内 (百万円) | 2年超3年以内 (百万円) | 3年超4年以内 (百万円) | 4年超5年以内 (百万円) |
|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|----------------|----------------|-------------|-------------|
| 短期借入金 | 700 | 3,400 | 0.73 | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 161 | 496 | 0.80 | - |
| 1年以内に返済予定のリース債務 | 169 | 250 | 4.4 | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 1,265 | 2,540 | 0.77 | 2025年～2045年 |
| リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。) | 8,794 | 13,344 | 5.2 | 2025年～2058年 |
| その他有利子負債 | - | - | - | - |
| 合計 | 11,089 | 20,031 | - | - |

(注) 1. 平均利率については、期末借入金等の残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

| | 1年超2年以内 (百万円) | 2年超3年以内 (百万円) | 3年超4年以内 (百万円) | 4年超5年以内 (百万円) |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 長期借入金 | 396 | 396 | 382 | 380 |
| リース債務 | 266 | 269 | 273 | 282 |

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (目的使用) (百万円) | 当期減少額 (その他) (百万円) | 当期末残高 (百万円) |
|-------|----------------|----------------|--------------------------|-------------------------|----------------|
| 貸倒引当金 | 1 | 0 | - | 0 | 2 |
| 賞与引当金 | 592 | 795 | 592 | - | 795 |

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、債権の回収による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

a. 現金及び預金

| 区分 | 金額(百万円) |
|------|---------|
| 現金 | 3 |
| 預金 | |
| 普通預金 | 3,303 |
| 小計 | 3,303 |
| 合計 | 3,307 |

b. 売掛金

イ 相手先別内訳

| 相手先 | 金額(百万円) |
|-----------------|---------|
| 石川県国民健康保険団体連合会 | 658 |
| 大阪府国民健康保険団体連合会 | 625 |
| 東京都国民健康保険団体連合会 | 597 |
| 神奈川県国民健康保険団体連合会 | 414 |
| 北海道国民健康保険団体連合会 | 318 |
| その他 | 1,373 |
| 合計 | 3,987 |

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高 (百万円) | 当期発生高 (百万円) | 当期回収高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------------------------|--|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$ | $\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$ |
| 2,677 | 21,544 | 20,229 | 3,987 | 83.5 | 56.6 |

c. 商品

| 品目 | 金額(百万円) |
|--------|---------|
| 販売日用品等 | 2 |
| 合計 | 2 |

d. 仕掛品

| 品目 | 金額(百万円) |
|---------|---------|
| 未成工事支出金 | 1 |
| 合計 | 1 |

e. 貯蔵品

| 区分 | 金額(百万円) |
|------|---------|
| 消耗品等 | 9 |
| 合計 | 9 |

流動負債

a. 買掛金

| 相手先 | 金額(百万円) |
|-------------------|---------|
| 株式会社LEOC | 86 |
| 株式会社サンネットワーク石川 | 11 |
| アピリティーズ・ケアネット株式会社 | 3 |
| ファシリティパートナーズ株式会社 | 3 |
| 株式会社ナリコマエンタープライズ | 1 |
| その他 | 10 |
| 合計 | 118 |

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当事業年度 |
|------------------------|-------|-------|--------|--------|
| 売上高(百万円) | 4,625 | 9,718 | 15,319 | 21,360 |
| 税引前四半期(当期)純利益 (百万円) | 543 | 1,187 | 2,010 | 2,921 |
| 四半期(当期)純利益 (百万円) | 394 | 857 | 1,455 | 2,032 |
| 1株当たり四半期(当期)純 利益(円) | 13.14 | 28.50 | 48.30 | 67.40 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり四半期純利益 (円) | 13.14 | 15.34 | 19.78 | 19.09 |

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|--|
| 事業年度 | 毎年4月1日から翌年3月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度末日の翌日から3か月以内 |
| 基準日 | 毎年3月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年9月30日 毎年3月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | |
| 買取手数料 | 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 |
| 公告掲載方法 | 電子公告に掲載する方法とする。やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://sunwels.jp/pdh/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第18期)(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月28日北陸財務局長に提出

(2) 四半期報告書及び確認書

(第19期第1四半期)(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月10日北陸財務局長に提出

(第19期第2四半期)(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月10日北陸財務局長に提出

(第19期第3四半期)(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月9日北陸財務局長に提出

(3) 臨時報告書

2023年6月29日北陸財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月27日

株式会社サンウェルズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大枝 和之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 智己

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンウェルズの2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンウェルズの2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 新規開設施設の減損兆候判定の適切性 | |
|---|---|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社は当事業年度末において介護事業施設を42施設有し、有形固定資産の帳簿価額は22,448百万円であり、そのうち1年以内の新規開設施設が8施設、増床が1施設と総資産に対して重要な構成割合を占めている。</p> <p>会社は施設ごとに資産のグルーピングを行っており、開設から1年以内の新規開設施設に関しては、開設時に策定した事業計画との比較において売上実績が一定比率以上乖離している場合に減損の兆候があると判断している。</p> <p>減損の兆候判定に用いられる事業計画には、施設の稼働率計画や利用者一人当たり介護報酬計画等の重要な仮定が含まれている。</p> <p>また、一旦施設稼働率が安定した後は、施設損益は長期的に安定する傾向がある一方、新規施設に関して一定期間で稼働率が上昇しない場合に上昇させる施策は限定的であるため、開設後1年以内の稼働率安定は将来の施設損益を判断する上で非常に重要な要素であると考えられる。</p> <p>さらに、当事業年度末の施設数に対する新規開設施設数の割合は高く、総資産の重要な構成割合を占めるため、減損損失が発生した場合、財務諸表に与える影響は重要なものとなる。</p> <p>以上より、当監査法人は1年以内の新規開設施設に係る固定資産の減損兆候判定の適切性を監査上の主要な検討事項と判断した。</p> | <p>会社は施設ごとに資産のグルーピングを行っており、開設から1年以内の新規開設施設に関しては、開設時に策定した事業計画との比較において売上実績が一定比率以上乖離している場合に減損の兆候があると判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規開設施設の業績推移とその理由について経営者に質問した。 ・減損損失の兆候判定に関連する内部統制が、減損兆候判定資料の正確性に関する内部統制を含め、有効に整備及び運用されているかどうかについて検討した。 ・新規開設施設の事業計画の策定に関連する内部統制が有効に整備及び運用されているかどうかについて検討した。なお、検討に当たっては、重要な仮定と考えられる将来の施設稼働率や利用者一人当たり介護報酬について、類似施設の実績との比較、介護保険制度及び介護報酬の改定等市場環境との整合性を勘案したものとなっているかに留意した。 ・前事業年度の新規開設施設について、事業計画と当事業年度の実績を比較し、事業計画に関連する経営者の仮定及び判断を遡及的に検討した。 ・減損兆候判定資料と会計帳簿の整合性、並びに本社費配賦計算の網羅性及び正確性を再計算により検討した。 ・1年以内の新規開設施設に関する損益実績の利用者一人当たり売上高、施設営業利益率、人件費及びその他経費といった指標について、月次推移分析及び同一規模の施設との比較を行うことで、売上高の発生、費用の網羅性、及び施設別損益の正確性を概括的に検討した。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上